

第6次 赤平市総合計画

北海道赤平市

赤平市民憲章

わたくしたちは、空知川にはぐくまれ、石炭によって発展した赤平の市民です。
この郷土に誇りと責任をもちより豊かなより美しいまちをきずくため、この憲章を定めます。

- 1 いたわりと笑顔をまちにひろめましょう。
- 1 よく学びつくりだす芽をそだてましょう。
- 1 きれいな花と緑でまちをつつみましょう。
- 1 たくましいはたらく力をのばしましょう。
- 1 みんなで語りみんなのまちをつくりましょう。

目 次

第1部 序論	1
第1章 総合計画の策定にあたって	3
1 計画の背景と目的	3
2 赤平市総合計画とは	4
第2章 赤平市の概況	7
1 位置・地勢	7
2 歴史	8
3 人口・世帯の状況	9
4 産業の状況	10
5 財政の状況	11
第3章 時代の潮流とまちづくりの課題	13
1 時代の潮流	13
2 市民意向の把握	16
3 専門部会における課題の洗い出し	19
第2部 基本構想	23
第1章 赤平市が目指す姿	25
1 まちづくりの基本方向	25
2 赤平市の将来像	26
3 基本目標	27
4 土地利用の基本方針	28
5 将来の目標人口	29
第2章 分野別まちづくりの基本方向	30
1 施策の体系	30
2 分野別施策の大綱	31
第3部 基本計画	37
基本目標 1 健やかな暮らしをともに支え合うまち	39
1 健康づくりの推進	39
2 地域医療の充実	41
3 地域福祉の充実	44
4 出産・子育て支援の充実	46
5 高齢者支援の充実	48
6 障がい者支援の充実	51

基本目標 2 安全・安心で快適に暮らせるまち	53
1 移住・定住の促進	53
2 公園・緑地の適正管理	56
3 環境衛生の充実	58
4 上水道・下水道の保全	60
5 道路・公共交通の整備	62
6 防災体制の充実	64
7 消防・救急体制の充実	66
8 防犯・交通安全の推進	68
9 情報通信環境の充実	70
基本目標 3 活力に満ちた魅力あふれるまち	72
1 工業の振興	72
2 商業の振興	75
3 農林業の振興	77
4 観光の振興	80
基本目標 4 とともに学び合い豊かな心を育むまち	82
1 学校教育の充実	82
2 生涯学習の推進	85
3 スポーツ・レクリエーションの振興	87
4 芸術・歴史・文化の推進	88
基本目標 5 ふれあいと交流で創る協働のまち	90
1 地域づくりと交流の推進	90
2 市民参画の推進	92
3 広報・広聴の推進	93
4 健全な行財政の運営	95

資料編.....97

策定の経過	99
諮問書	101
答申書	102
第6次赤平市総合計画に関する答申	103
策定体制図	104
赤平市まちづくり市民会議設置要綱	105
赤平市まちづくり市民会議委員名簿	107

第 1 部 序論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

本市では、平成21年度（2009年度）を開始年度とする第5次赤平市総合計画「活き生きプラン21」を策定し、「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」を市の将来像として掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

近年の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題など大きな変革の時期を迎えているとともに、様々な制度改正や地方創生の推進など、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果などを礎とし、より積極的なまちづくりが必要であると考えています。

これからも本市が発展していくためには、健全な財政のもとで市民・事業者・行政が一体となって、安全で安心できる暮らしの形成や、市内外に誇ることができる「ものづくりのまち」としての優位性を活かし、個性あふれるまちづくりを推進していくことが求められています。

時代の変化に柔軟に対応し、本市が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、令和2年度（2020年度）を初年度とする第6次赤平市総合計画を策定します。



2 赤平市総合計画とは

(1) 計画の役割

総合計画は赤平市が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものです。また、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、市の最上位計画として次の役割をもっています。

役割1：赤平市民みんなのまちづくりの共通目標

市民に対し、今後のまちづくりの方向性や必要な取組を示し、すべての市民がまちづくりに主体的に参画・協働するための市民みんなの共通目標となるものです。

役割2：赤平市が健全で計画的な行財政運営を推進するための総合指針

様々な施策や事業を計画的・効率的に推進し、赤平市が健全で持続可能な行財政運営を行っていくための総合的な指針となるものです。

役割3：国、道、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

国や北海道、広域市町村圏などの広域的な行政や周辺自治体に対しては、本市の方針を提示し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していく指針として位置づけられています。

(2) 計画の構成と期間

この計画は、政策を位置づける「基本構想」、施策を位置づける「基本計画」、事業を位置づける「実施計画」の3層構造により構成します。

①基本構想

基本構想は、将来に向けて、本市が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、将来のあるべき姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものとします。

本計画における基本構想期間は、令和2年度（2020年度）を初年度に、向こう10年間の令和11年度（2029年度）までとします。

②基本計画

基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策及び根幹的な事業を明らかにし、実施計画の枠組みを示すものとします。

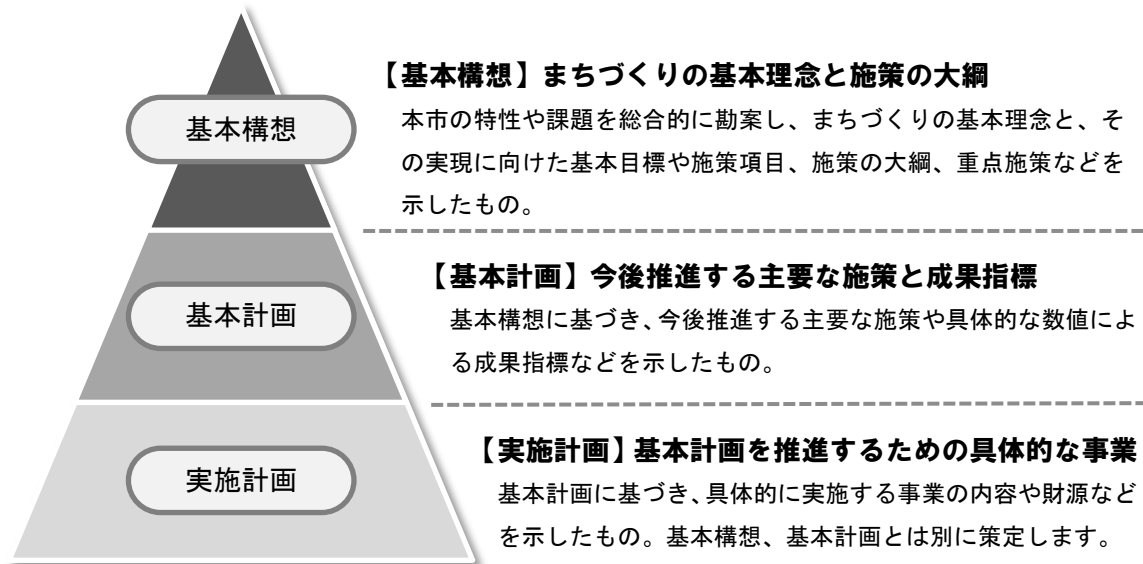
本計画における基本計画期間は10年間とし、令和2年度（2020年度）を初年度に、向こう10年間の令和11年度（2029年度）までとします。

なお、社会情勢の大きな変化により計画の見直しが必要となった際には、内容の見直しを行うなど弾力的な対応を行うこととします。

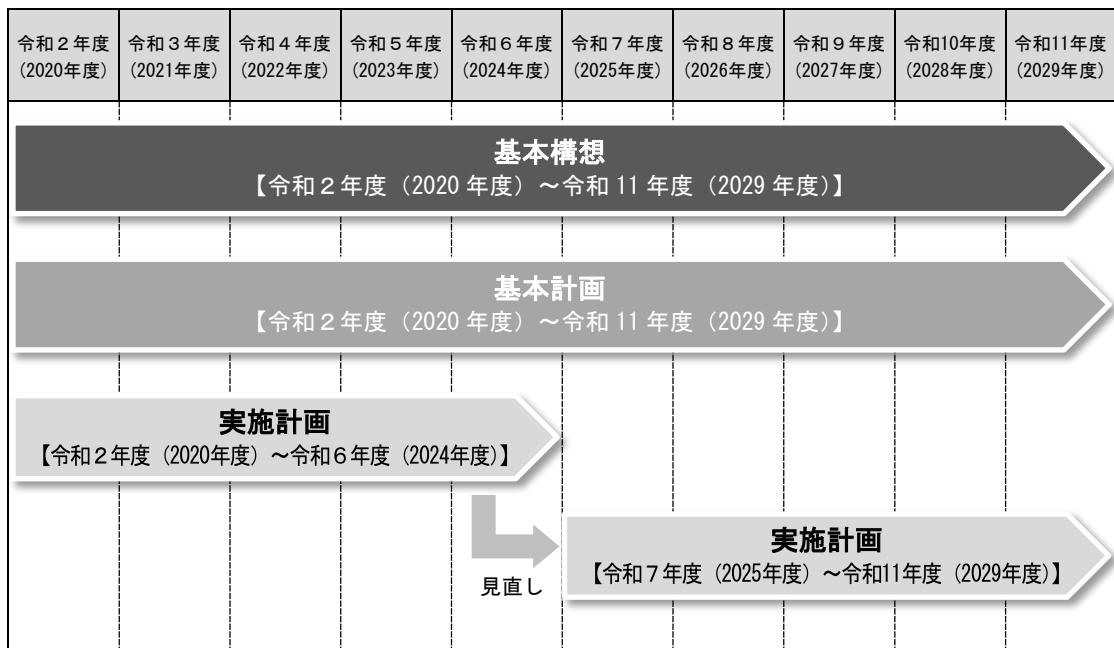
③実施計画

基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事務事業の概要と実施年度を明らかにした計画とします。実施計画の計画期間は5年間とし、各年度の財政状況や事業の進捗状況、評価を踏まえて、実施計画の見直しを行います。

■総合計画の構成



■計画の期間



(3) 計画策定の視点

①長期的な人口維持を見据える視点

現在、日本は長期的な人口減少社会へ突入しており、本市にとってもそれは例外ではありません。人口維持には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な施策の推進を図れるよう、人口維持対策を重視します。

②市民参加などによる計画づくり

まちづくりが、市民・団体・企業・行政などの本市構成員のすべてによって進められるよう、各種の意見聴取機会やアンケートなどで寄せられた市民の声を活かすとともに、多様な市民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

③現行計画の成果と課題を踏まえた計画

「第5次赤平市総合計画」に基づき、これまでの10年間における施策・事業の評価を行い、施策推進における課題を整理します。また、社会潮流や市民の意向を踏まえた上で、今後10年間の取組を検討していきます。

④総合戦略との一体的な計画づくり

人口減少対策に特化した「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」については、第2期計画を同時期に策定しなければいけないことから、本総合計画の重点プロジェクトと位置づけ、その事業内容を含めて一体的に策定を進めます。併せて「赤平市人口ビジョン」の見直しを行い、近年の本市の人口動態を踏まえた将来人口推計を行います。

第2章 赤平市の概況

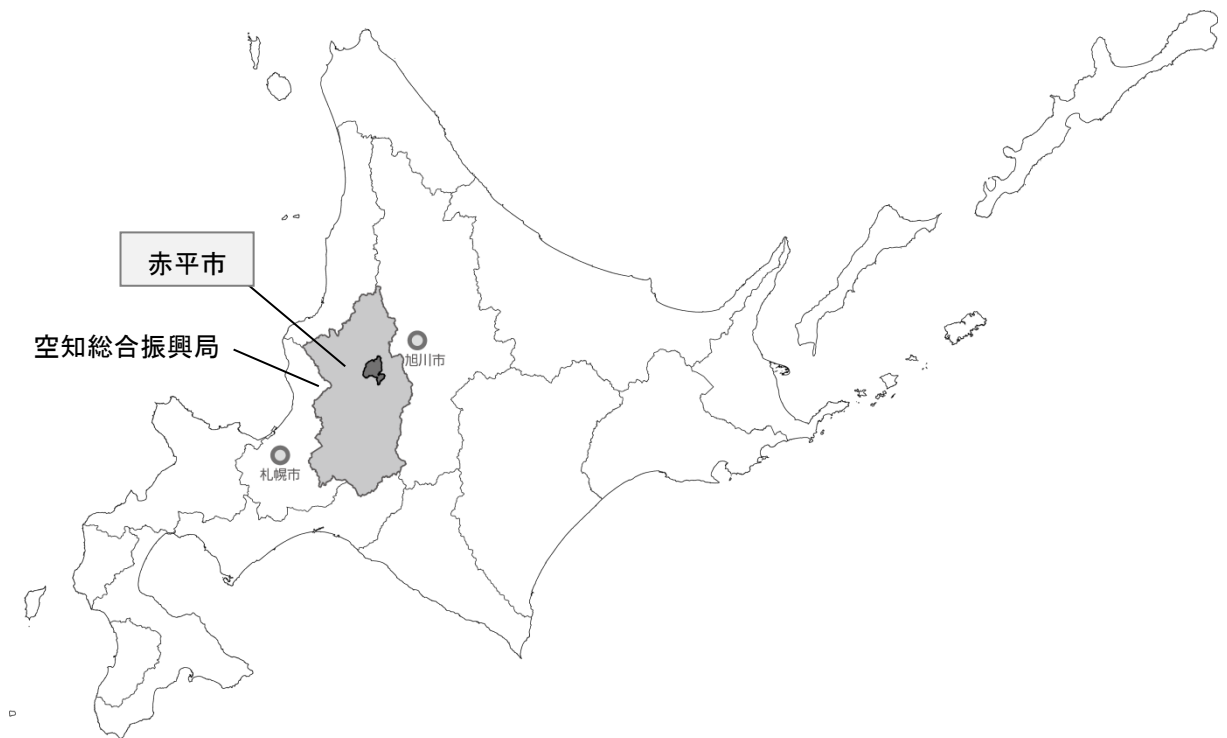
1 位置・地勢

本市は、北海道のほぼ中央にあり、東は芦別市、西は滝川市・砂川市、南は歌志内市、北は深川市に隣接し、札幌から約100km、旭川市へは約50kmの距離にあります。

市域は、東西間の距離は14.1km、南北間は18.5kmの距離であり、総面積129.88km²のうち山林、原野が全体の70%を占めています。市の中央部には空知川が東から西へ向かって流れ、ＪＲ根室本線と国道38号が並行して走り、イルムケップ山（864.5m）の裾野に沿って帯状に細長い都市形成となっています。

気候は内陸性であり、最近5カ年では最高気温36℃、最低気温マイナス22℃、年間平均気温7.5℃、年間平均降水量1,012mmとなっています。

■ 赤平市位置図



2 歴史

本市の歴史は、安政4年（1857年）に松浦武四郎が空知川を調査し、沿岸で石炭を発見したことに始まるといわれ、明治24年（1891年）に数戸が百戸地区で開墾を始めたことが開拓の元祖となりました。

以来、農林業を基盤としながら石炭産業を中心とした第2次産業及び第3次産業が発展しました。この間、大正2年（1913年）に鉄道が開通し、大正7年（1918年）に大倉鉱業が茂尻炭鉱を開抗、炭田の開発が急速に進み、石炭需要の増大とともに人口の増加も著しく、大正11年（1922年）4月1日に歌志内村から分村し2級町村制が敷かれ赤平村となりました。

昭和に入ってから豊里炭鉱、赤間炭鉱、住友赤平炭鉱が開抗され、昭和18年（1943年）2月11日に町制施行、昭和29年（1954年）7月1日に市制を施行しました。昭和35年（1960年）には大小20あまりの炭鉱を有し人口5万9千人を数えました。

しかし、昭和30年（1955年）代中頃から進展したエネルギー消費構造の変化は、石炭産業に深刻な影響を与え、昭和42年（1967年）の豊里炭鉱の閉山に続いて茂尻炭鉱、赤間炭鉱と大手の閉山が相次ぎ、さらに坑内掘りとして唯一残されていた住友赤平炭鉱も平成6年（1994年）2月に閉山を余儀なくされました。

炭鉱閉山後は市内の産業と雇用を守ろうと、鉱業から工業のまちへの転換が図られ、工業団地に道内外の企業を誘致し、現在も多くの工場が操業しています。

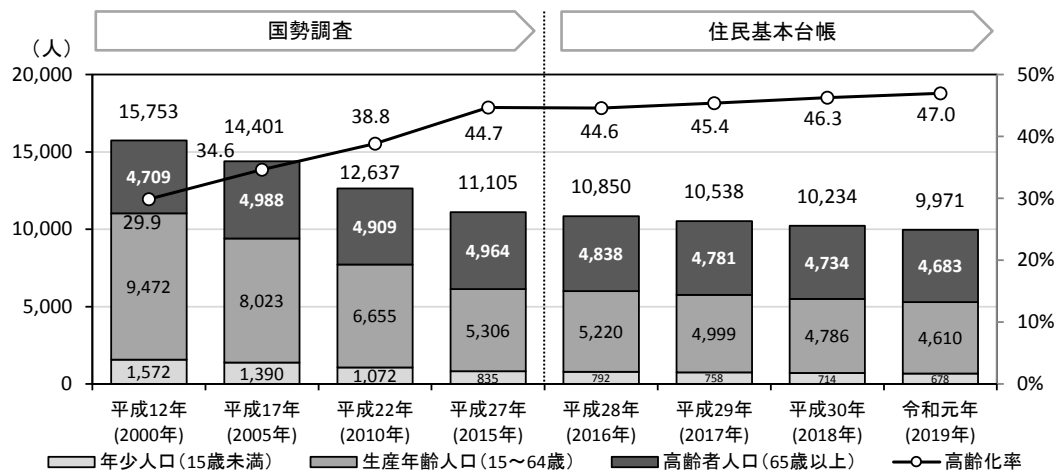


3 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は減少が続いており、令和元年（2019年）の住民基本台帳人口は9,971人となっています。併せて少子高齢化も進行しており、令和元年（2019年）における高齢者人口の割合は47.0%で北海道の30.9%（住民基本台帳/平成31年1月1日現在）を大きく上回っています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移

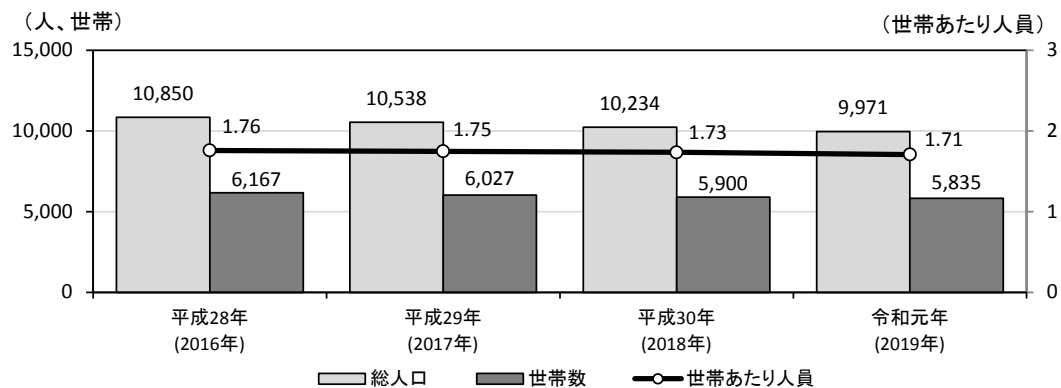


[出典] 平成27年以前：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）、平成28年以降：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 世帯数の推移

総人口とともに世帯数にも減少傾向がみられ、平成28年（2016年）の6,167世帯から令和元年（2019年）には5,835世帯に減少しています。世帯あたり人員もゆるやかに減少しており、令和元年（2019年）は1世帯あたり1.71人となっています。

■総人口、世帯数と世帯あたり人員の推移



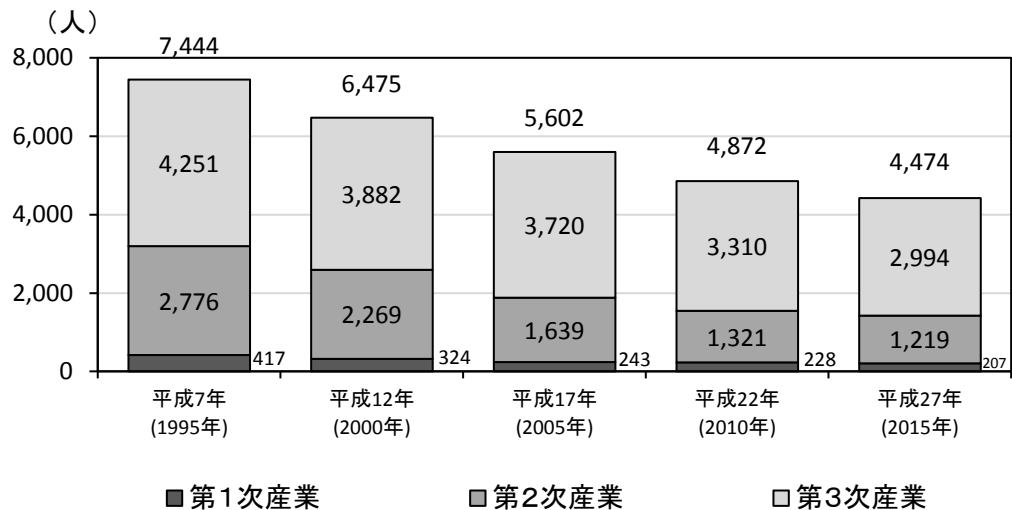
[出典] 住民基本台帳（各年9月末現在）

4 産業の状況

(1) 就業者数の推移

生産年齢人口の減少とともに就業者数も大きく減少しており、就業者数全体では平成27年(2015年)には4,420人となっており、いずれの産業も概ね減少傾向となっています。

■産業別就業者数の推移



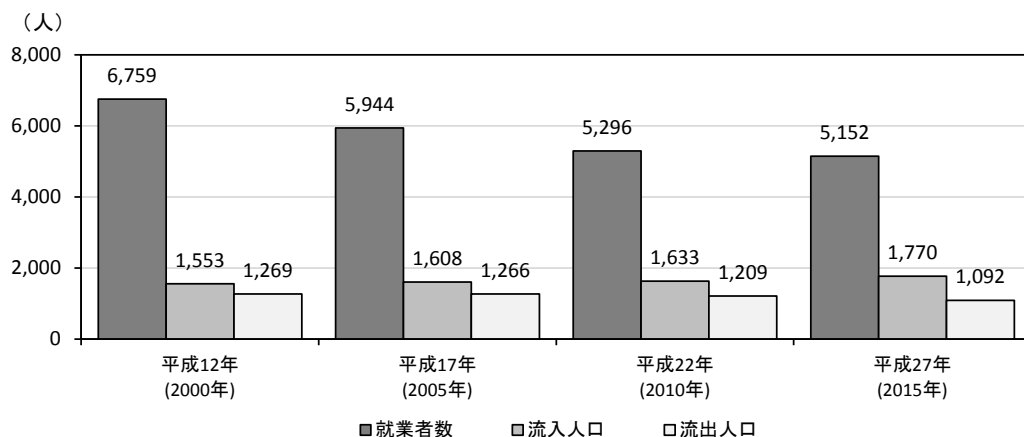
[出典]国勢調査

(2) 就業者の流入・流出人口の推移

国勢調査によると本市を従業地とする就業者の推移は平成12年(2019)から減少しており、平成27年(2015年)には5,152人となっています。

流入・流出人口の推移をみると、流出人口は平成12年(2000年)から減少していますが、流入人口は増加しており、昼夜間人口比率が高くなってきています。

■就業数と流入・流出人口の推移



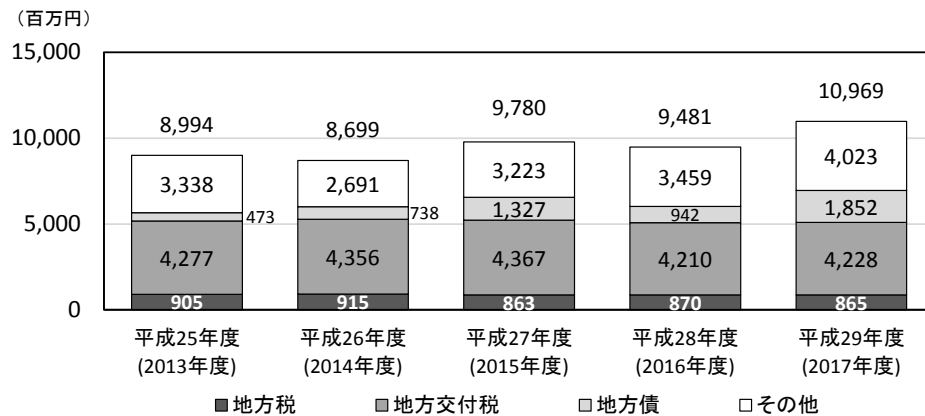
[出典]国勢調査

5 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

本市の歳入は依存財源の割合が高く、その中でも地方交付税※¹が全体の約45%を占めています。地方税（市税）は全体に占める割合としては低く、平成26年度（2014年度）から減少がみられ、今後は人口減による地方交付税の減少も予想されます。そのため、将来の財政状況も厳しい状況が続くと考えられます。

■歳入決算額の推移（一般会計）

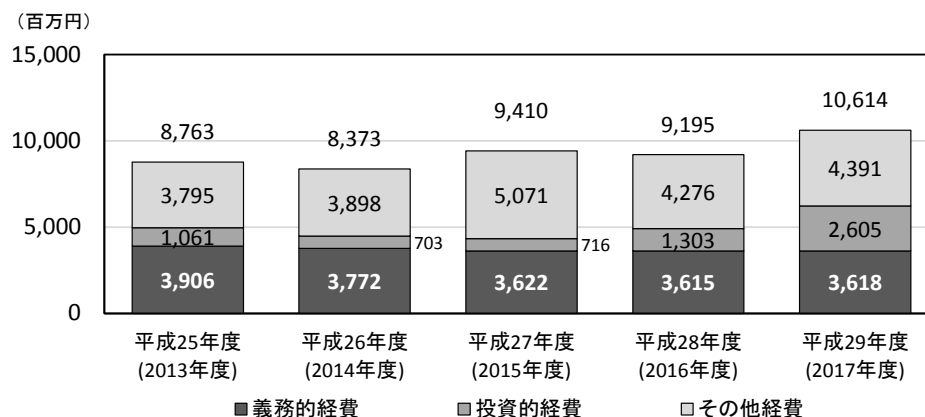


[出典]総務省（決算カード）

(2) 歳出決算額の推移

歳出のうち、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）の割合は平成25年度（2013年度）の44.6%から平成29年度（2017年度）には34.1%となっており、減少傾向がみられる状況です。その他経費は年によって差異がありますが、今後は公共施設の老朽化への対応により、維持補修に係る経費や不用公共施設の除却に係る経費などの増加が予想されます。

■歳出決算額の推移（一般会計）



[出典]総務省（決算カード）

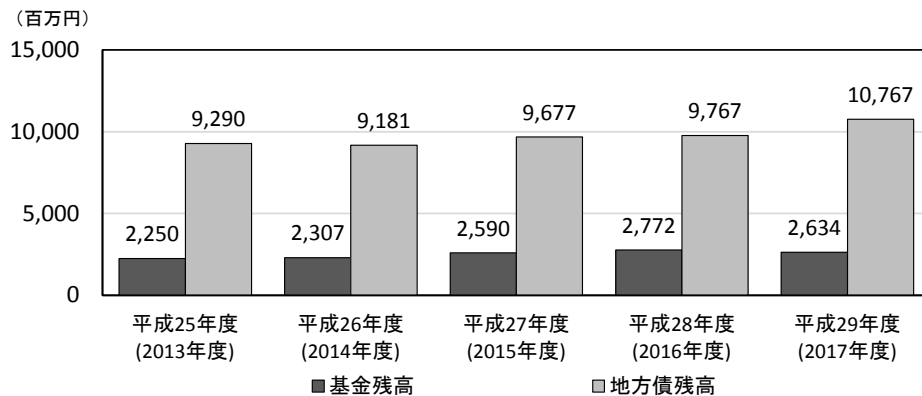
※¹ 地方交付税

地方自治体の収入の格差を少なくするために、国から交付される資金のこと。国税の一部を、財政基盤の弱い自治体に配分する。

(3) 地方債及び基金残高の推移

基金残高はゆるやかに増加していましたが、平成29年度（2017年度）は減少に転じ、2,634百万円となっています。地方債^{※2}残高は平成26年度（2014年度）から増加しており、平成29年度（2017年度）は10,767百万円の状況です。

■地方債及び基金残高の推移



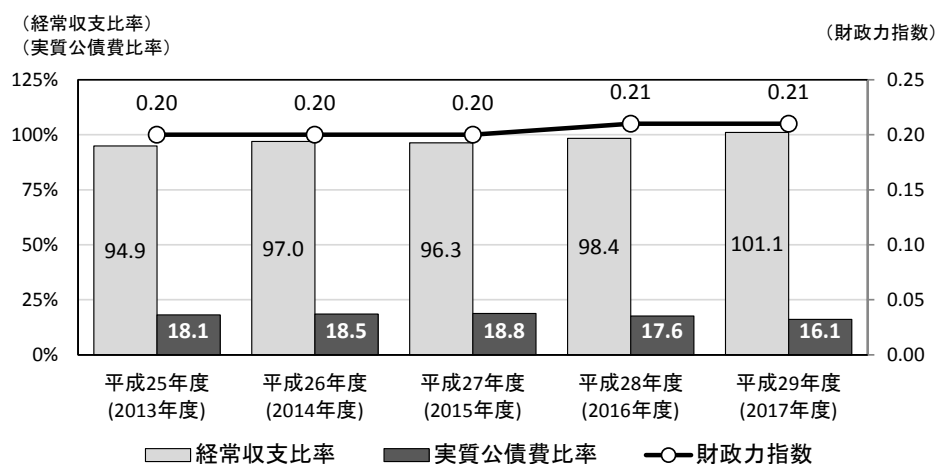
[出典]総務省（決算カード）

(4) 財政指数の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率^{※3}は数値が低いほど弾力性が高いとされており、平成25年度（2013年度）以降、本市は基準となる80%を上回って推移しています。負債返済の割合を示す実質公債費比率は基準となる18%を上回って推移していましたが、平成28年度（2016年度）以降は18%を下回っています。

地方公共団体の財源における自主財源の割合を示す財政力指数は平成25年度（2013年度）から概ね横ばいに推移しています。

■財政指数の推移



[出典]総務省（決算カード）

※2 地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもののこと。

※3 経常収支比率

地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など決まった支出が占める割合のこと。

第3章 時代の潮流とまちづくりの課題

1 時代の潮流

(1) 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、社会環境の変化による出生率の低下で減少に転じており、また、大都市への一極集中も是正されず、地方における過疎化が進行しています。

一方で平均寿命の延びにより、超高齢社会^{※4}が一層進むことが予想され、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

このため、今後は安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや、高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めることが重要になります。

(2) 高度情報化の進展

インターネットなどの普及により地球的規模で情報の入手やコミュニケーションを行うことが可能になり、社会経済の様々な分野で情報通信の果たす役割が高まっています。

日常生活においても、情報ネットワークを介して様々なサービスが利用できるようになり、人々の暮らしに大きな変革をもたらしましたが、その反面、企業や個人の情報の流出が問題になっており、セキュリティ対策^{※5}など適切な情報管理が求められています。

(3) 価値観・ライフスタイルの多様化

今日、人々の意識は物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み自主性と個人を重視したライフスタイルになっています。

今後は心の豊かさを実感でき、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

(4) 経済情勢の変化

経済のグローバル化^{※6}が進み、日本の産業構造は大きく変化してきており、特に製造業における生産拠点の海外移転などで国内産業の空洞化が進行しています。

※4 超高齢社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会のこと。

※5 セキュリティ対策

パソコンやインターネットを安全に使用できるよう、さまざまな部分で安全対策を講じること。

※6 グローバル化

政治・経済・文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

一方、情報通信、福祉、環境分野において新たな産業の成長が見込まれています。

また、環太平洋戦略的経済連携協定^{※7}（ＴＰＰ）をはじめとする自由貿易^{※8}体制への移行や保護貿易^{※9}を主張する国の出現が、日本の産業構造へどのように影響するのか注視されています。

（５）地球規模での環境問題への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄による経済活動は、私たちに生活の快適さや便利さをもたらしましたが、その反面、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の変化など深刻な地球規模の環境問題を引き起こしました。

今後は、環境悪化の要因は自分たちであるとの認識に立ち、ライフスタイルの見直しや省エネルギー化と自然エネルギーの推進、資源のリサイクルなど循環型社会^{※10}の形成を目指すと同時に、自然環境の保全への取組が重要になります。

（６）住民との協働によるまちづくりの推進

国の地方分権改革推進計画^{※11}に基づき、地方分権一括法^{※12}による義務付け、枠付けの見直しや機関委任事務の地方への権限移譲が進められており、地方分権は一層進展するものと考えられます。

分権型社会では、地方創生の推進による地域の自主性を活かしたまちづくりが求められますが、そのためには、住民が主体的にまちづくりに関わり、地域課題の解決に行政とともに取り組むことが不可欠になっており、ボランティアやＮＰＯ法人などによる福祉活動・まちづくり活動が活発化し、地域社会での重要性が高まっています。

※7 環太平洋戦略的経済連携協定

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした、多角的な経済連携協定のこと。

※8 自由貿易

国家が、外国貿易に何の制限も加えず、また保護・奨励もせず、商人の自由な活動に任せること。

※9 保護貿易

国内産業の保護・育成や貿易収支の改善をはかるため、国家による関税政策および非関税政策のもとで行なわれる国際貿易のこと。

※10 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※11 地方分権改革推進計画

政府が地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画のこと。

※12 地方分権一括法

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法など475件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律のこと。

(7) 公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設やインフラが同時期に更新を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少などにより、今後、公共施設やインフラの利用需要が変化していくといわれています。

国においては、平成25年（2013年）11月に「インフラ長寿命化基本計画^{※13}」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。



※13 インフラ長寿命化基本計画

平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた、老朽化対策に関する政府全体の取組のこと。

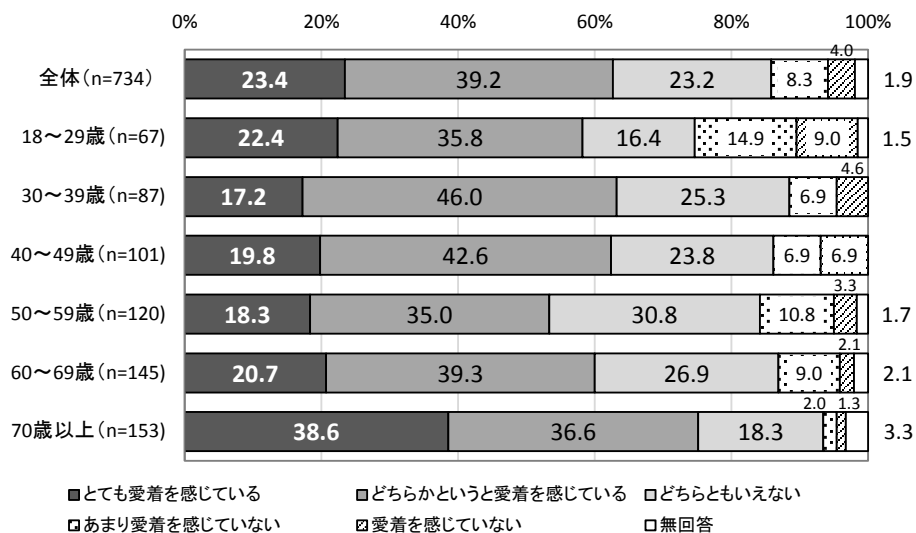
2 市民意向の把握

(1) 赤平市への愛着度

赤平市への愛着度を全体でみると、「とても愛着を感じている」(23.4%)、「どちらかというと愛着を感じている」(39.2%)の合計は62.6%となっています。

一方、「あまり愛着を感じていない」(8.3%)と「愛着を感じていない」(4.0%)の合計は12.3%となっています。

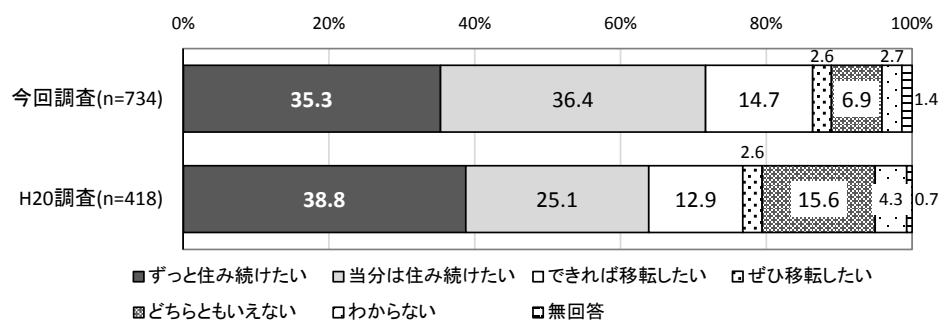
年齢別に「とても愛着を感じている」「どちらかというと愛着を感じている」の合計をみると、「70歳以上」が75.2%で最も高く、「50～59歳」が53.3%で最も低くなっています。



(2) 赤平市への定住意向

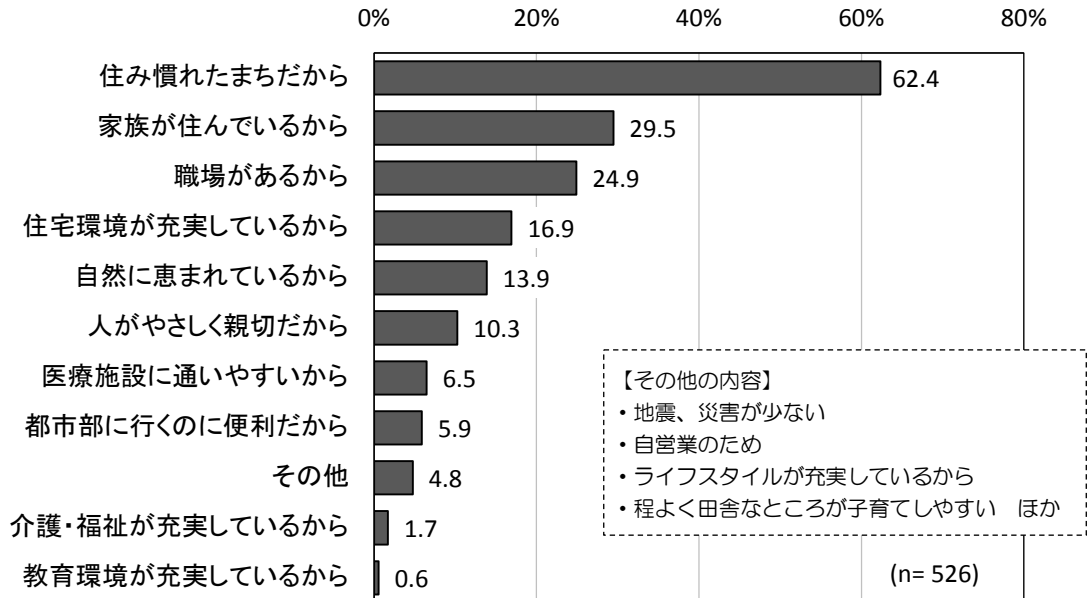
赤平市での定住意向は、「ずっと住み続けたい」(35.3%)、「当分は住み続けたい」(36.4%)の合計は71.7%で、「できれば移転したい」(14.7%)、「ぜひ移転したい」(2.6%)の合計17.3%を大きく上回っています。

H20調査と比べると、「ずっと住み続けたい」及び「当分は住み続けたい」の合計は7.8ポイント増加しており、定住意向のある人が増えている状況です。



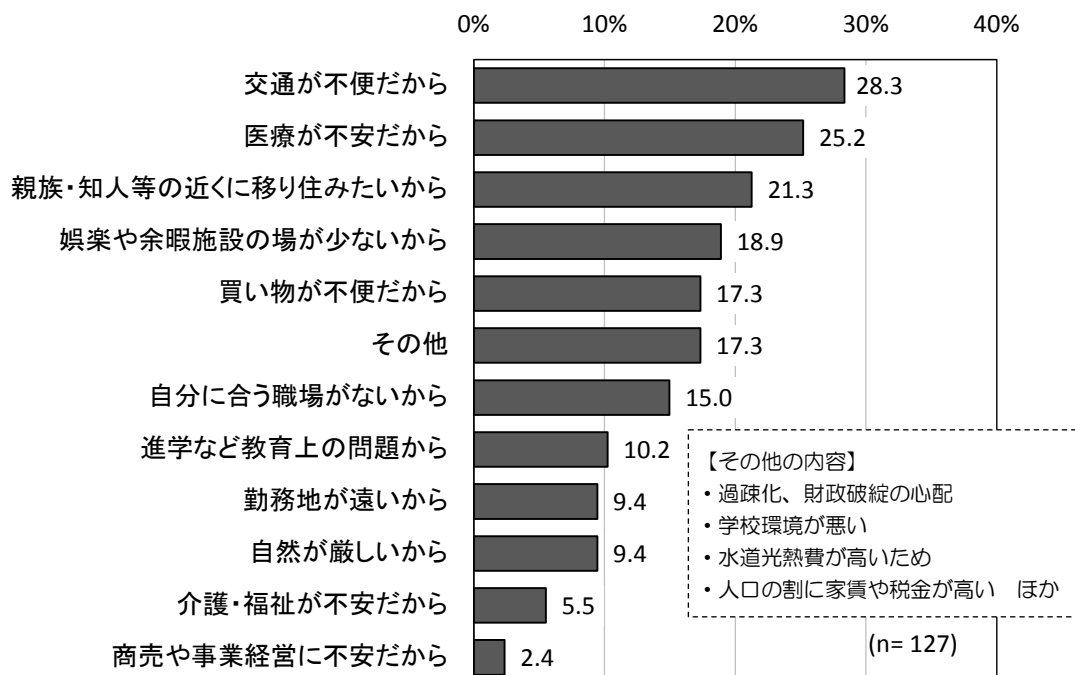
(3) 赤平市に住み続けたい理由

定住意向がある方の赤平市に住み続けたい主な理由は、「住み慣れたまちだから」が62.4%で突出して多く、次いで「家族が住んでいるから」(29.5%)、「職場があるから」(24.9%)が続いています。



(4) 移転したいと思う理由

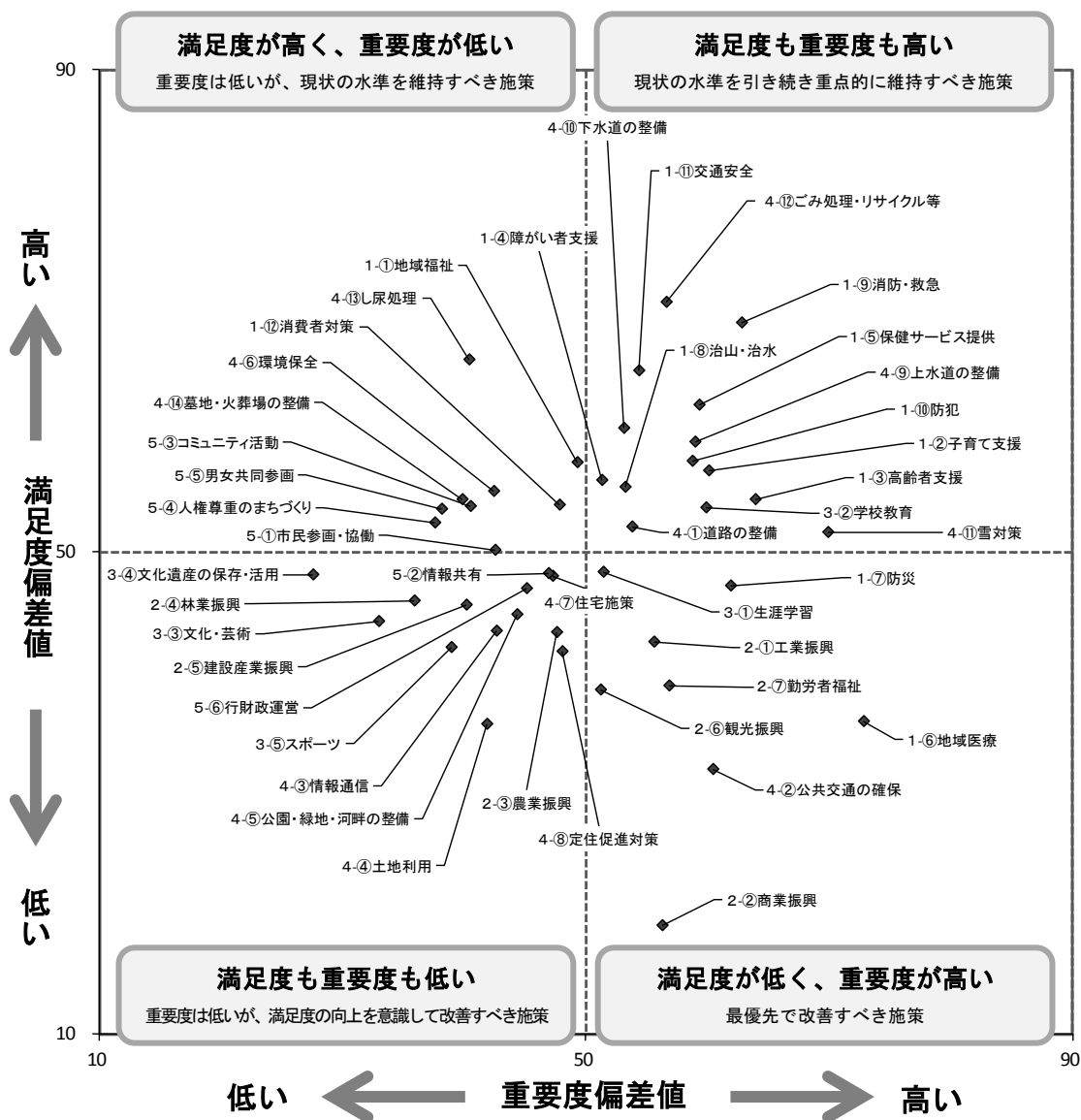
移転意向がある方の赤平市から移転したい主な理由は、「交通が不便だから」が28.3%で最も多く、次いで「医療が不安だから」(25.2%)、「親族・知人等の近くに移り住みたいから」(21.3%)が続いています。



(5) 満足度と重要度からみた分析

市が推進している施策項目に関する満足度と重要度に関して偏差値による分析を行い、改善度を算出しました。

今後力を入れるべき施策として改善の必要性が高い上位3項目を抽出したところ、全体では「2-②商業振興」「1-⑥地域医療」「4-②公共交通の確保」となり、これらの項目は改善の優先度が非常に高いと考えられます。



改善の優先度が高い項目	重要度偏差値	満足度偏差値	改善度※
2-②商業振興	56.25	19.01	9.25
1-⑥地域医療	72.83	35.93	5.58
4-②公共交通の確保	60.46	31.92	3.98

※改善度：重要度偏差値と満足度偏差値から算出される尺度で、施策項目改善の優先度を示す数値です。重要度が高いほど、満足度が低いほど改善度は高くなります。

3 専門部会における課題の洗い出し

(1) 産業振興専門部会

①農業の主要課題

カテゴリ	主な意見
担い手不足	・高齢化による担い手、後継者不足、IT農業（経営戦略）
商品開発	・お米以外の特産品が少ない、オリジナル性
ブランド化	・地産品などのPR、顧客の確保

②商業の主要課題

カテゴリ	主な意見
高齢者への対応	・買い物難民、交通手段
商業ゾーンの集約	・コンパクト化、商業ゾーンをつくる

③工業・雇用の主要課題

カテゴリ	主な意見
労働者の確保	・労働者（外国人を含む）の確保、人件費の高騰 ・働き先が少ない、職種・業種の少なさ
人材（財）育成 高齢化	・職人の高齢化、若手不足、人財育成 ・若者の流出による技術の受け渡し
環境	・買い物する場所ないのをAmazonで ・雇用者の環境（交通・住居）、赤平に住む優位性

(2) 保健福祉専門部会

①子ども・子育ての主要課題

カテゴリ	主な意見
学童保育	・児童館の充実、小学校低学年の居場所づくり
保育の充実 （働く親の支援）	・保育士確保、保育所の充実 ・保育所休日の預かり、病児の預かり
医療の充実	・子どもが病気のと看、夜間は市外の病院に行かないといけな ・子どもを産むところが赤平にはない！！

②高齢者福祉の主要課題

カテゴリ	主な意見
身寄りがない方の支援 （独居老人対策）	・身寄りがない方が施設、入院、死亡したとき ・家族介護力の低下（ひとり暮らしが多い）
免許返納後の交通手段	・車がないと買い物に行けない、通院できない
高齢者を支える 仕組みづくり	・高齢者が高齢者を支えるシステム ・災害に備えた指導方法 ・高齢者が気軽に様々な年齢層との交流を深める場
マンパワー（人材）不足	・介護職員不足

(3) 教育専門部会

①学校教育の主要課題

カテゴリ	主な意見
体力・学力向上	・教育機会の不平など ・家庭学習（宿題など）、放課後の家庭教育 ・体力向上
学校生活	・不登校対策、授業中の居場所（教室以外）
人がいない 人口減少	・役員のなり手不足、指導者不足 ・小中学生の多様な体験、レク活動継続 ・スポーツ団体 活力低下

②生涯学習の主要課題

カテゴリ	主な意見
文化の継承	・閉校後の書類整備 ・文化的な学習、文化・芸術活動
学習機会	・体験機会（学習機会）、学習の場の拡大

③社会教育の主要課題

カテゴリ	主な意見
情報発信	・赤平で今何をしているかわからない、発信力がない
施設整備・活用	・スポーツ施設の充実（活動を含む） ・ガイダンス施設の有効活用
やりがい・生きがい	・子どもの体験のための支援 ・体を動かして元気でいたい

(4) 生活環境専門部会

①住環境の主要課題

カテゴリ	主な意見
空き家	・空き家が多い、空き家管理、建物の倒壊 ・自宅に住めなくなった後の家の処分
公営住宅	・住宅の集約、歯抜けの入居 ・公的住宅の適正戸数の確保

②公共交通の主要課題

カテゴリ	主な意見
高齢者の足	・免許不所持者の足の確保 ・車が使えなくなるととても不便に ・高齢者などの免許返納
既存の公共交通の確保	・JR及びバスの廃線 ・JR、バスの本数が少ない、利用者（人数）の確保
コミュニティ交通	・市民のための市内循環交通手段 ・コミュニティバス、デマンドバス、乗り合いタクシー

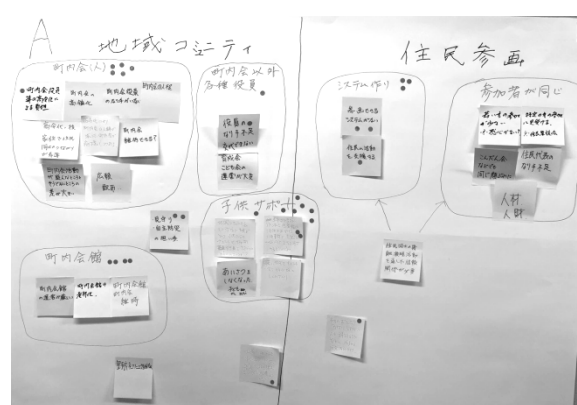
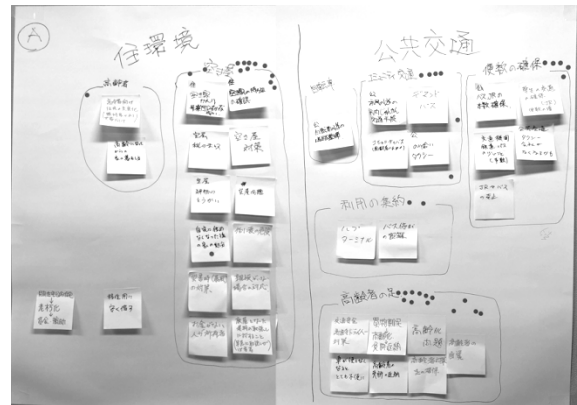
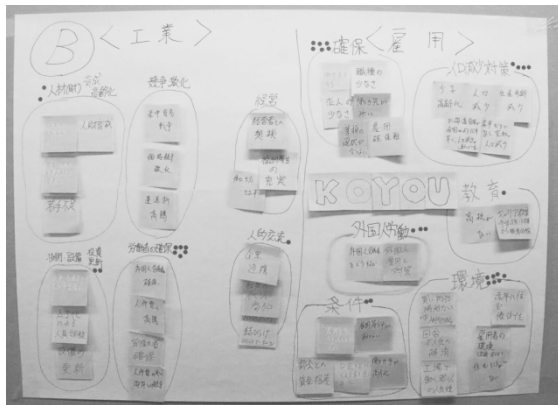
(5) 地域づくり専門部会

①地域コミュニティの主要課題

カテゴリ	主な意見
町内会	・ 町内会役員などの高齢化による負担 ・ 高齢化、核家族で住民同士のつながりが希薄 ・ 町内会活動が盛んな所とそうでないところの差が大きい ・ 人口減少により、町内会の統合も必要になってくる ・ 町内会に加入するメリット
子どもサポート	・ 赤平は小学校に入ったら児童館など子どもを預ける施設が充実していない。 ・ 地域コミュニティとして学校に市民が入り、子どもたちのサポートや共同行事をするようにといわれているが？

②住民参画の主要課題

カテゴリ	主な意見
システムづくり 住民参加の見える化	・ 参画できるシステムがない、実施内容がわかりづらい ・ 住民の意見を聞く方法を増やす（住民説明会以外） ・ 住民の活動を支援する
人材の発掘	・ 地域に人材がいる→活用 ・ ボランティアに頼ることが多くなってきた



第 2 部 基本構想

第1章 赤平市が目指す姿

1 まちづくりの基本方向

本市では、第5次赤平市総合計画に掲げた「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」をまちの将来像として、その実現に向けた施策を進めてきました。しかし、出生率の低下や進学・就職などを契機とした若い世代の市外転出などを背景に、人口減少、少子高齢化が進行しています。

将来にわたって本市が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

特に、「ものづくりのまち」としての強みや地域資源などを活かしながら、次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は市外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、市外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、市民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的なまちをつくるため、まちづくりの基本方向を以下のとおり設定します。

まちづくりの基本方向

◆市民とともに歩むまちづくり

「まちづくりの主人公は市民である」ことを念頭に、市政に関する情報発信を積極的に進めるとともに、市民の意向や意見の把握に努め、市民とともに歩むまちづくりを進めます。

◆市民にやさしいまちづくり

市民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、ともに支え合い、生きがいを持って生活することができる、市民にやさしいまちづくりを進めます。

◆市民が誇れる魅力あふれるまちづくり

「ものづくりのまち」としての強みや、豊かな自然など地域の特性を活かした市民が誇れる魅力あふれるまちづくりを進めます。

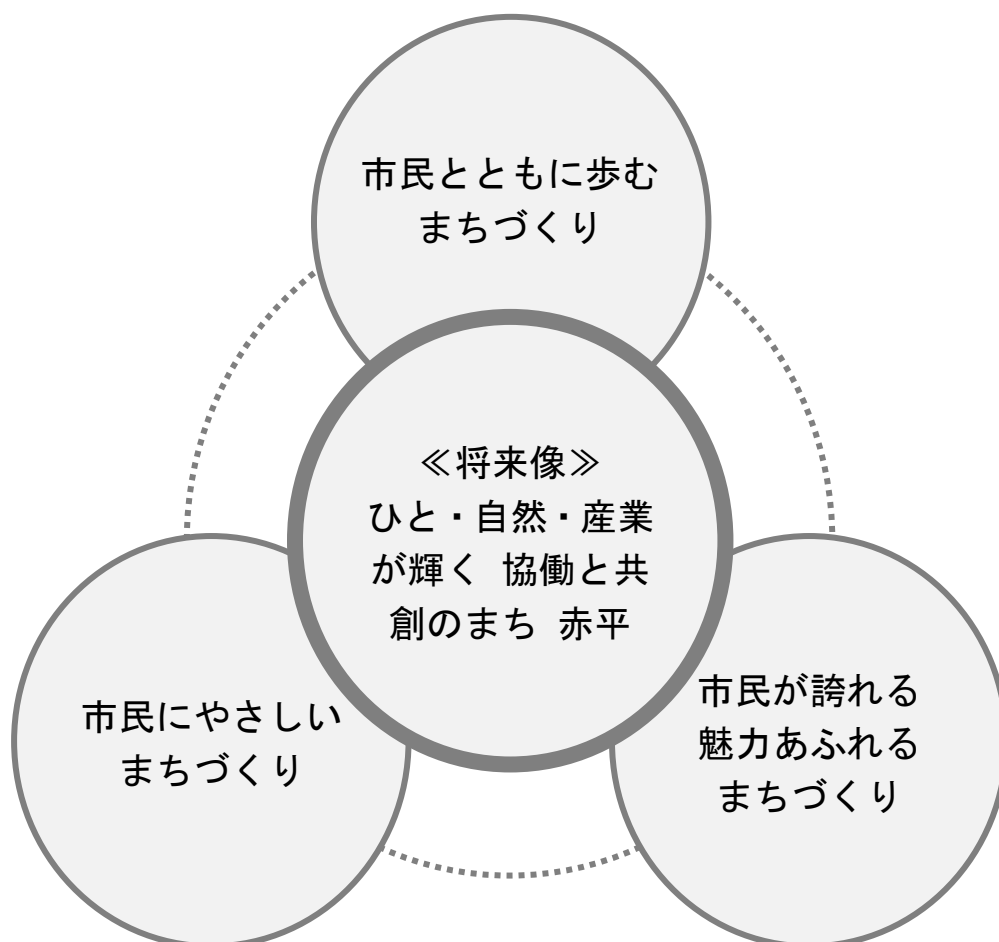
2 赤平市の将来像

まちづくりの基本方向を踏まえ、住みよい魅力的なまちをつくるため、赤平市の10年後の将来像を以下のとおり設定します。

《赤平市の将来像》
ひと・自然・産業が輝く きょうどう きょうそう 協働と共創のまち 赤平

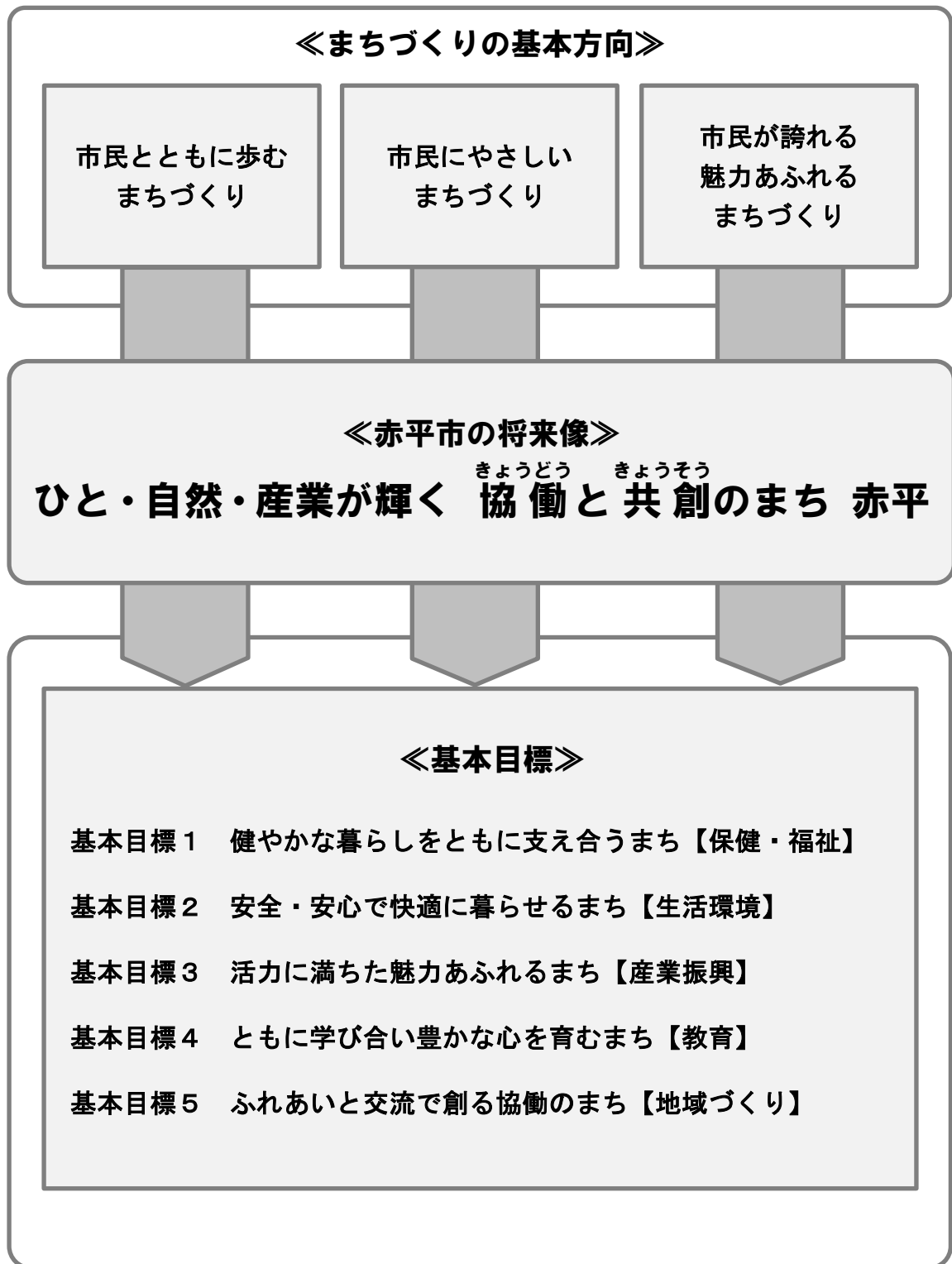
全国的に進展する人口減少や少子高齢化が進む中、本市の今後のまちづくりにおいては、本市が持つ特性や資源を十分に活かし、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。

本計画においては、市民・事業者・行政がともに協力し合いながら地域の課題解決に向けた活動を行う「協働」をこれまで以上に推進するとともに、それぞれが連携しながら本市の将来を共同で創り上げる「共創」により、本市の大切な資源である「ひと・自然・産業」が輝くまちづくりを目指します。



3 基本目標

将来像の実現に向けて、まちづくりの基本方向に基づく基本目標（5つの施策の柱）を次のとおり設定します。



4 土地利用の基本方針

土地は、市民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しつつ、社会的な必要性を踏まえ適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

土地利用の基本方針

1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

私権を尊重しつつ土地の公共性に配慮し、長期的・全市的な観点に立って、秩序ある土地利用を推進します。

2 豊かな自然環境との共生

豊かな自然環境を保全するとともに、ものづくりのまちとしての地域資源の活用を重視した、持続的で発展可能な地域の形成を目指す土地利用を推進します。

3 魅力ある生活空間の形成

人々が集う魅力ある市街地環境の創造や快適でコンパクトな居住空間の形成、各種産業の機能向上、さらには便利で安全な道路・交通体系の確立など、魅力ある生活空間の形成に向けた土地利用を推進します。

4 安全・安心な土地利用の確立

自然災害の予防に努めるとともに、危険箇所を踏まえた計画的な整備と保全など無秩序な開発を防止し、市民生活の安全性を高める土地利用を推進します。

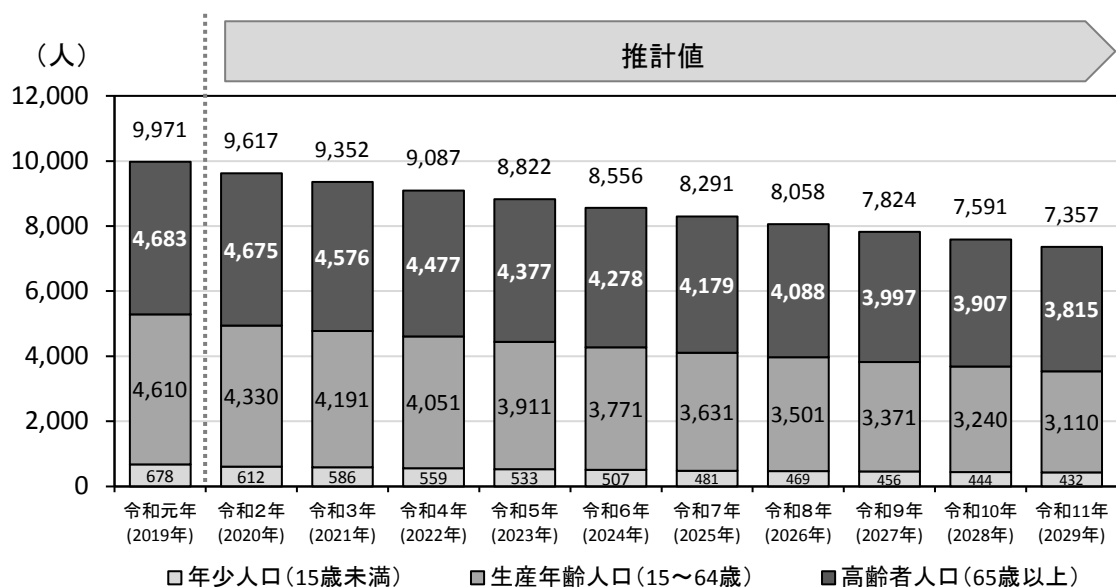
5 将来の目標人口

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本市の将来に様々な影響を与えることが想定されます。市では、平成27年度（2015年度）に策定した「赤平市人口ビジョン」の見直しを行い、令和22年（2040年）における総人口を5,161人確保することを目標としています。

本計画においても人口ビジョンの将来人口推計を採用し、令和11年（2029年）に7,357人の人口を確保することを目標とします。

	実績値		目標値	
	令和元年 (2019年)		令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
総人口	9,971人		8,556人	7,357人
年少人口 (0～14歳)	678人 (6.8%)		507人 (5.9%)	432人 (5.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	4,610人 (46.2%)		3,771人 (44.1%)	3,110人 (42.3%)
高齢者人口 (65歳以上)	4,683人 (47.0%)		4,278人 (50.0%)	3,815人 (51.8%)
参考：社人研※14推計	9,555人 (2020年)		8,114人 (2025年)	6,812人 (2030年)

※実績値：住民基本台帳人口（9月末現在）、推計値：赤平市人口ビジョン（令和元年見直し版）



※14 社人研

厚生労働省の施設等機関である「国立社会保障・人口問題研究所」の略称。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行っている。

第2章 分野別まちづくりの基本方向

1 施策の体系

ひと・自然・産業が輝く きょうどう 協働と きょうそう 共創のまち 赤平

基本目標

基本施策

1 健やかな暮らしを
ともに支え合うまち

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域医療の充実
- (3) 地域福祉の充実
- (4) 出産・子育て支援の充実
- (5) 高齢者支援の充実
- (6) 障がい者支援の充実

2 安全・安心で快適に
暮らせるまち

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 公園・緑地の適正管理
- (3) 環境衛生の充実
- (4) 上水道・下水道の保全
- (5) 道路・公共交通の整備
- (6) 防災体制の充実
- (7) 消防・救急体制の充実
- (8) 防犯・交通安全の推進
- (9) 情報通信環境の充実

3 活力に満ちた魅力
あふれるまち

- (1) 工業の振興
- (2) 商業の振興
- (3) 農林業の振興
- (4) 観光の振興

4 とともに学び合い豊かな
心を育むまち

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興
- (4) 芸術・歴史・文化の推進

5 ふれあいと交流で創る
協働のまち

- (1) 地域づくりと交流の推進
- (2) 市民参画の推進
- (3) 広報・広聴の推進
- (4) 健全な行財政の運営

2 分野別施策の大綱

基本目標1 健やかな暮らしをともに支え合うまち

心とからだの健康を保ち、いくつになっても生きがいを持ちながら健やかに生活していくために、地域全体での健康づくりの積極的な取組を進めます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを生み、健やかに育てることができ環境づくりのため、子育て世帯への支援の拡充に努めるとともに、妊娠期から子育てのそれぞれの段階において、必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

さらに、高齢者や障がい者が意欲や能力を発揮し自立して生活できる環境の整備など、人口減少、高齢化に対応した環境づくりを推進し、「支え手」「受け手」という関係を超え、一人ひとりが役割を持ってお互いに支え合う仕組みづくりを推進します。

基本施策	取組の方向
(1) 健康づくりの推進	市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、望ましい生活習慣を身につけ、健康な暮らしができるまちづくりを推進します。
(2) 地域医療の充実	市内の医療サービスの充実を図るとともに、広域的な連携により多様な医療ニーズに対応できる体制の整備を推進します。
(3) 地域福祉の充実	保健・医療・福祉の各機能の連携のもとに、市民の福祉意識の向上に努め、地域共生社会 ^{※15} の実現を目指します。
(4) 出産・子育て支援の充実	安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する活動を促進します。
(5) 高齢者支援の充実	高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らせるように、支援体制の充実・連携に努めるとともに、生きがいづくりや社会参加活動の促進を図ります。
(6) 障がい者支援の充実	障がいのある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、社会参加と自立を基本として在宅福祉の充実に努めます。

※15 地域共生社会

公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが「支え手」「受け手」という関係を超えて共に支え合う社会のこと。

基本目標2 安全・安心で快適に暮らせるまち

近年増加している自然災害への対応力を強化するため、市民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

また、今後予想される公共交通機関の変化に対応し、市民ニーズを踏まえた上で地域公共交通の見直しを検討するとともに、人口減少社会に対応したまちづくりを目指します。

普段の生活で欠かすことのできない上下水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な更新を図り、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境を整備していきます。

基本施策	取組の方向
(1) 移住・定住の促進	移住や定住を促進する基盤として、利便性に配慮した公営住宅や民間賃貸住宅の整備を推進するとともに、移住定住に向けた支援を推進します。
(2) 公園・緑地の適正管理	子どもから高齢者までのすべての市民が気軽に利用でき、交流が深められる場所として公園・緑地の適正管理に努めます。
(3) 環境衛生の充実	広域的な連携を強化し、ごみ処理の推進を図ります。また、リサイクルなどを促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。
(4) 上水道・下水道の保全	水道施設の計画的な更新と健全な経営の取組により、安全で衛生的な上水道の供給に努めます。また、持続可能な循環型社会の構築のため、下水道の適切な計画・整備保全・経営の見直しを行い、併せて個別排水処理の普及を推進します。
(5) 道路・公共交通の整備	市内の生活道路における路線相互の機能が十分に発揮できるように計画的な道路の整備と除排雪を推進します。また、公共交通については、利便性の向上に向けた検討を進めます。
(6) 防災体制の充実	安心して暮らせるまちを目指し、行政と地域の連携による防災・減災体制の強化を図ります。
(7) 消防・救急体制の充実	事故や災害の発生に対応できる体制を整備するとともに、火災や救急対応に関する意識啓発を図ります。

基本施策	取組の方向
(8) 防犯・交通安全の推進	防犯に対する意識を啓発するとともに犯罪の未然防止に向けた取組を行います。また、市民の交通安全思想の普及に努めるとともに、計画的に交通安全施設の整備を推進します。
(9) 情報通信環境の充実	急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤の整備に努めます。

基本目標3 活力に満ちた魅力あふれるまち

本市は、石炭産業を中心とした鉱業から「ものづくり」を中心とした工業への転換を図りつつ、商業・農林業・観光などにより発展してきました。

今後は高齢化の進行や担い手不足がさらに深刻化してくることが予想されることから、若者の雇用の確保、人材育成を図ります。

また、歴史的産業遺産や豊かな自然などの地域資源、「あかびら火まつり」をはじめとする地域イベントを通して、赤平の魅力を市内外へ発信します。

基本施策	取組の方向
(1) 工業の振興	地場産業の振興を図ることを基本として、産業基盤の充実、安定した雇用確保の支援に努めます。また、市内の企業が安定的に生産活動を進められるよう、生産基盤の充実及び経営体制の強化を支援します。
(2) 商業の振興	後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を支援し、地域に根ざした商業の振興を目指します。また、商業者と連携を図りながら、それぞれの個性が生かされる商業の活性化を促進します。
(3) 農林業の振興	農業従事者の高齢化の進行や担い手不足に対して、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を支援します。また、林業では環境保全と資源活用を図るための森林整備に向けた支援を行います。
(4) 観光の振興	歴史的産業遺産や豊かな自然などの地域資源を活用するとともに、これまでの伝統を継承しながら個性と魅力あふれるイベントを推進します。

基本目標4 とともに学び合い豊かな心を育むまち

家庭・学校・地域が一体となり、未来の担い手である子どもたちが健やかに育ち、新しい時代に対応した生きる力を身につけられるよう、教育環境づくりを進めます。また、各世代が心豊かな生活を送れるよう、生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境整備を進めます。

基本施策	取組の方向
(1) 学校教育の充実	確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、新しい時代にふさわしい教育環境の改善、安全・安心な学びを支える多様な教育支援を目指し、子どもの未来を拓き、地域に根ざした信頼される教育を進めます。
(2) 生涯学習の推進	市民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図ります。
(3) スポーツ・レクリエーションの振興	体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、スポーツの指導体制や既存体育施設の有効活用を基本としつつ、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を推進します。
(4) 芸術・歴史・文化の推進	優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを推進します。また、市民の自主的な活動を支援するとともに、歴史・文化の保存・継承に努めます。

基本目標5 ふれあいと交流で創る協働のまち

人と人がふれあう機会や、まちづくりへの参画機会の充実、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動の充実を図りながら、市民一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、市民、事業者、地域、そして行政それぞれがふれあい、交流することで赤平市らしいまちづくりを推進します。

また、効果的・効率的な行財政運営を意識しながら、市民ニーズに対応できる体制づくり、及び持続可能なまちづくりを推進します。

基本施策	取組の方向
(1) 地域づくりと交流の推進	地域づくりやコミュニティ活動 ^{※16} が継続的に行われるよう、町内会のあり方の検討促進や市民活動への支援を行います。
(2) 市民参画の推進	市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、市政や地域活動に積極的に参画するための場づくりを推進します。
(3) 広報・広聴の推進	市民参画を促進し、協働のまちづくりを推進するため、広報・広聴活動を充実し、行政情報を積極的に発信するとともに、アンケートの実施など、広く市民の意見を聴取するシステムづくりを推進します。
(4) 健全な行財政の運営	効果的・効率的な人員配置と行政機構の体制整備、民間活力の活用や重点施策への優先的投資など、健全で計画的な行財政運営を推進します。 また、行政需要の多様化、市民の生活圈、及び政策課題の広域化などに対応するため、周辺自治体との連携を強化し、広域行政 ^{※17} を推進します。

※16 コミュニティ活動

町内会をはじめ、老人クラブ、婦人会や子ども会など地域住民の集まりによって行われる、地域をより良くするための活動のこと。

※17 広域行政

2つ以上の地方公共団体が区域を越えて行政事務を共同で広域的に処理すること。

第3部 基本計画

基本目標 1

健やかな暮らしをともに支え合うまち

1 健康づくりの推進

現状と課題

少子化が進展する一方で、平均寿命の伸びにより令和7年（2025年）には我が国では65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。

生活環境やライフスタイルの多様化に伴い、がんや高血圧、心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、本市における「がん」と「心疾患」による死亡は全死亡の5割を占め、早世の原因ともなっています。

そのため、市民一人一人が自身の健康に関心を持ち、望ましい生活習慣のもと健康に暮らすことができるように、保健師の地区担当制を進め、健康相談や健康教育、組織の育成支援に努めてきました。

また、生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化予防に向け検診体制の充実、生活習慣の改善支援、精密検査や要治療者への受診勧奨に努めてきました。

しかしながら、保健事業や活動に積極的に参加し、生活習慣の改善に取り組まれるのは、健康への意識、関心の高い方に限られる傾向にあり、健康格差がなかなか縮まらないのが現状です。

市民の健康格差を縮め、地域の健康度が底上げされるよう、地域や企業等と協働し保健活動に取り組むことが必要です。

基本方針

- 保健師の地区担当制を推進し、市民や企業、地域と協働し、保健活動に取り組みます。
- 健康づくりとして、「生活習慣病対策」「こころの健康対策」「栄養・食生活対策」「身体活動・運動対策」「喫煙と飲酒対策」「歯・口腔対策」の6分野で広く取り組み、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図ります。

施策の推進

(1) 健康づくりの推進

- 自分の健康状態や生活習慣を知り、生活習慣の改善に取り組むことができるよう、健康に対する正しい知識の普及を図ります。
- 栄養、運動、喫煙など生活習慣の改善が図られる環境づくりを進め、生活習慣病の予防やこころの健康づくりを進めます。
- 健康診査やがん検診など各種検診事業を充実するとともに、保健指導、健康教育、健康相談を充実させ、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防を図ります。

(2) 感染症対策の推進

- 予防接種で防ぐことのできる感染症について、適切な年齢・時期に予防接種が受けられるよう実施体制を整備します。
- 感染症予防や蔓延防止のための知識を市民に広げることで、感染症から市民の健康を守ります。



2 地域医療の充実

現状と課題

団塊の世代が75歳以上となる令和7年度（2025年度）にかけてさらなる医療費の急増が見込まれる中、国は医療費が膨らむ要因となっている病床数の削減に本格的に乗り出す姿勢を示すなど、地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市では、地域の基幹病院としての役割を担うあかびら市立病院を中心に、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に努めています。あかびら市立病院では、退院後も安心して自宅や施設等で生活ができるよう「地域包括ケア病床^{※18}」を設置するとともに、新たに「地域医療連携室^{※19}」を開設し、入退院の支援や相談業務の充実に努めています。

また、今後の重要課題として位置づけられる訪問診療や訪問看護の充実に向け「在宅医療・健診センター^{※20}」がスタートし、病院と自宅や施設、地域とを結ぶ機能の充実を目指しています。

生活の安心という観点からも医療に対する市民の要望や意識は高く、いつでも安心して必要な医療を受けることができる体制の充実が求められています。

このような中、施設や人材など様々な面の充実を図るとともに、保健・福祉や広域の医療機関などとの連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を今後も充実させる必要があります。

基本方針

- 医師・看護師などの医療従事者の確保を図り、市民が安心して医療を受けられる環境づくりを推進し、医療・保健・福祉との連携を深めます。
- 二次医療圏^{※21}における医療連携など、関係機関との連携強化を図り、休日・夜間における救急体制の維持に努めます。

※18 地域包括ケア病床

急性期の治療を終了し、病状が安定した患者に対して、在宅復帰に向けて医療管理、リハビリ、退院支援など効率的かつ密度の高い医療を提供するために平成26年4月から国の制度として導入された病床のこと。

※19 地域医療連携室

地域の医療機関や様々な保健・福祉サービス機関との連携の窓口として、患者に切れ目のない医療・看護・介護サービスが提供できるよう支援・調整する仕組みのこと。

※20 在宅医療・健診センター

あかびら市立病院内に設置されている施設で、各種健康診断、訪問看護、在宅医療、栄養相談などを行っている。平成31年4月に「地域医療科」から「在宅医療・健診センター」へ名称が変更された。

※21 二次医療圏

都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のうち、特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏のこと。複数の市町村を一つの単位として設定される。

施策の推進

(1) 地域医療体制の充実

- 医師、看護師及び医療技術者の確保を図るとともに施設・設備の充実を計画的に進め、市民が安心して医療を受けられる環境づくりを推進します。
- 地域医療連携室の充実を図るとともに、関係機関における情報共有など医療・保健・福祉との連携を図り、地域包括ケア体制^{※22}の構築を推進します。
- 在宅医療・健診センターを中心に、訪問診療や訪問看護の充実に努めます。

■医療従事者数（赤平市全体）

単位：人

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成24年	317	29	5	21	8	1	131	122
平成25年	318	29	5	22	8	1	131	122
平成26年	305	29	5	21	8	－	132	110
平成27年	305	29	5	21	8	－	132	110

資料：空知地域保健情報年報（各年12月末現在）

■医療従事者数（あかびら市立病院）

単位：人

	病床数	医療従事者数総数	医師	薬剤師	看護師	X線技師	臨床検査技師	その他の技術者	事務員その他
平成26年度	120	98	8	3	63	3	4	7	10
平成27年度	120	97	9	3	62	3	4	7	9
平成28年度	120	94	9	3	60	3	4	6	9
平成29年度	120	91	8	3	55	3	4	6	12
平成30年度	120	94	6	3	60	3	4	7	11

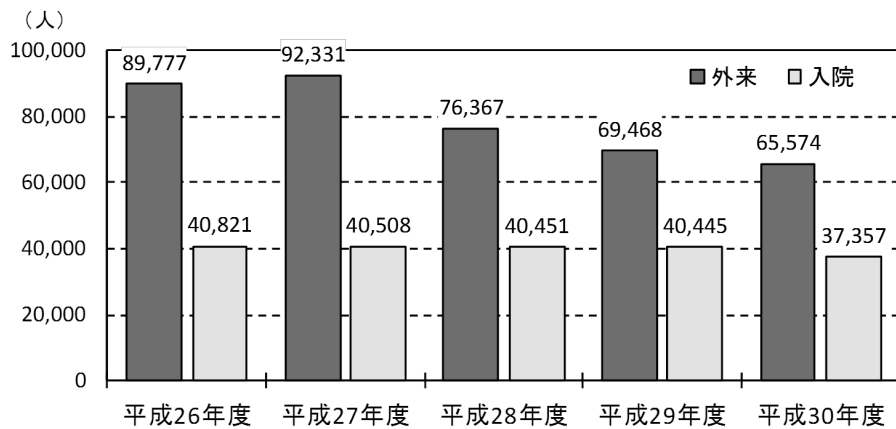
（注）医療従事者総数は正職員と嘱託職員

資料：あかびら市立病院（各年度末現在）

^{※22} 地域包括ケア体制

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。地域包括ケアシステムとも呼ばれ、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。

■あかびら市立病院利用状況



資料：あかびら市立病院

(2) 広域的医療の連携強化

- 広域的な医療機関との連携により、高度医療や専門的医療等への対応を図り、良質な医療サービスの提供を目指します
- 医療圏域全体の資源を見直し、人口減少時代を見据えたこの地域にとっての持続可能な医療サービスの提供のあり方について協議を進めます。

(3) 救急医療体制の維持

- 医師会及び近隣医療機関との連携・協力のもと、休日・夜間の救急体制や救急搬送体制の維持に努めます。



3 地域福祉の充実

現状と課題

核家族化、少子高齢化、共働き家庭の増加などにより家庭や地域の相互扶助機能が低下するとともに、生活上の諸課題は複雑多様化し、福祉サービスへの社会的需要は増加しています。さらに、社会経済情勢などの影響もあり、自殺、ひきこもり、虐待、孤独死などといった新たな社会問題も見受けられるようになっていきます。

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、厚生労働省では、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本的な考え方として位置づけ、今後部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

本市では、社会福祉協議会を中心に、福祉関連団体、民生児童委員、町内会及びボランティア団体等が地域福祉活動を担っていますが、人材の不足が課題となっており、また、福祉関連団体のネットワークの充実が求められています。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの市民や団体等の福祉活動への参画・協働を促進し、市内の地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。

基本方針

- 年齢や障がいの有無、性別等の違いに関係なく、個々を認め尊重し、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指します。
- 保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、地域福祉を推進する体制づくりに努めるとともに、市民の意識啓発を進めつつ、市民の積極的な活動参加を促していきます。

施策の推進

(1) 福祉の心の醸成

- 地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会等と連携して広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、市民の福祉意識の向上を図ります。
- 地域や関係機関と連携し、地域住民がふれあい、思いやりの心を育む機会となる交流活動を推進します。

（２）地域福祉推進体制の充実

- 医療・保健・福祉におけるそれぞれの調整機能を高め、役割分担や連携により適切なサービスを提供する体制の充実を図ります。

（３）雪処理に対する支援の充実

- 高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯、ひとり親世帯で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もいない世帯について、高齢者世帯等除雪費助成事業※23を通じて除雪に対する支援を継続します。

（４）低所得者等への支援の充実

- 生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な支援が必要な世帯に対する支援を行うとともに、国や道が行っている支援事業についての情報の提供を行います。



※23 高齢者世帯等除雪費助成事業

高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯、ひとり親世帯で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もない世帯について、除雪にかかる費用の一部を助成する事業。

4 出産・子育て支援の充実

現状と課題

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すための仕組みとして平成27年（2015年）4月に施行されました。

本市では新しい制度に対応するとともに、教育・保育施設による子育てサービスの充実、子育てポータルサイトや子育てガイドブックによる子育てに関する情報提供、子ども医療費助成制度^{※24}の拡充をはじめとする経済的支援など、様々な形で子育て支援に努めてきました。

しかし、全国的な傾向と同様、本市においても保育士不足が深刻化しており、保育サービスの安定的な提供が難しくなっていることが大きな課題となっています。

今後も、本市の教育・保育サービスを担う人材の確保を図るとともに、子育て家庭を地域で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本方針

- 母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。
- 家庭、学校、地域、関連機関、行政が一体となった子育て支援体制の整備を図るとともに、次世代を担う子どもを安心して出産し、子育てができる環境を整備するため、教育・保育サービスの充実を図ります。

施策の推進

（１）母子保健の充実

- 関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、妊娠・出産・育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の充実を図ります。

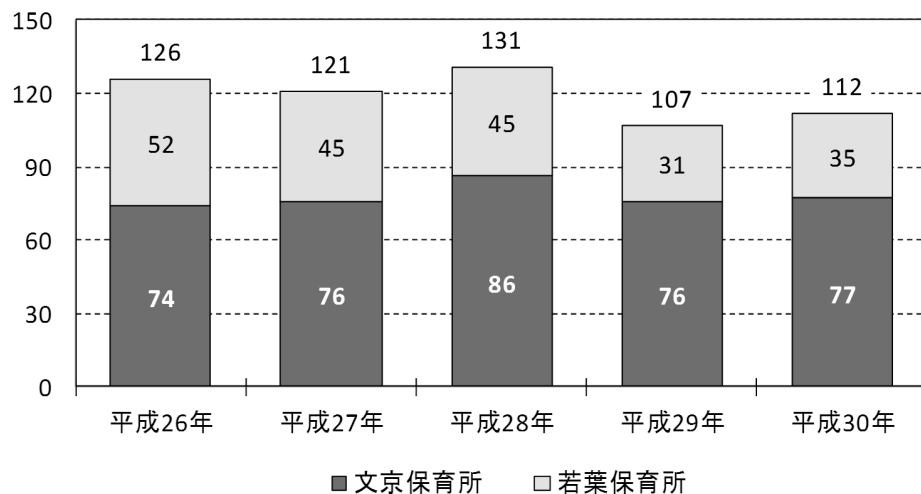
※24 子ども医療費助成制度

市内に住所のある高校生以下の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の医療費を全額助成する事業。

(2) 子育て支援の充実

- 保育所及び幼稚園の老朽化や児童数の減少に対応するため、幼児教育・保育施設の今後のあり方に関する検討を進めます。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行うとともに、子育てに関する情報提供や相談機能の強化を図ります。
- 教育・保育サービスを担う人材の確保を進め、教育・保育施設における子どもの受け入れ体制の維持を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応できるよう一時保育、延長保育など多様な保育サービスの充実に努めます。
- 放課後等に児童が安心できる居場所を確保するため学童保育等の整備を図ります。

■ 保育所の在籍幼児数



(3) 経済的支援の充実

- 幼児教育・保育の無償化への適切な対応を図るとともに、不妊治療や子ども医療費の助成など、妊娠準備期から子育て期までの経済的支援の充実に努めます。

(4) 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな対応

- 関係機関との連携のもと、ひとり親家庭の自立支援や児童虐待の防止・早期発見や対応強化など、支援が必要な子どもと家庭への情報提供の充実、きめ細かな対応に努めます。

5 高齢者支援の充実

現状と課題

我が国では、人口に占める高齢者の割合が急速に増加しているため、団魂の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）をめどに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{※25}の構築を目指した取組を進めています。

北海道の資料によると、平成31年（2019年）1月1日現在の本市の高齢化率は46.7%で道内8位と非常に高い状況にあり、令和元年（2019年）9月末現在においても高齢化率が47.0%と伸びている状況です。

本市ではこれまで、赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、医療機関などの関係機関と連携しながら高齢者支援にあたってきました。

しかし、認知症高齢者の増加や単身高齢者・高齢世帯の割合の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は今後一層高まるものと考えられ、従来の公的な福祉サービスだけでなく、ボランティアなど多様な地域資源を活用しながら、支え合う体制づくりが課題となっています。

特に、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域福祉体制の強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味をもち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての市民が介護予防意識をもち、実践することができる環境づくりも重要です。

今後は、高齢者ニーズに沿った生きがいづくりや健康づくりの推進、介護予防事業^{※26}の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進を図っていくことが必要です。

^{※25} 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。地域包括ケア体制とも呼ばれ、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。

^{※26} 介護予防事業

高齢者が「要介護状態になることを極力遅らせること」または「要介護状態になるのを未然に防ぐこと」、そして「すでに介護が必要な場合は、状態が悪化しないよう努め、改善を図ること」を目的として、食生活の見直しによる栄養面での改善、体操やレクリエーション、リハビリテーションなどを通じた運動能力低下の防止などを行う事業のこと。

基本方針

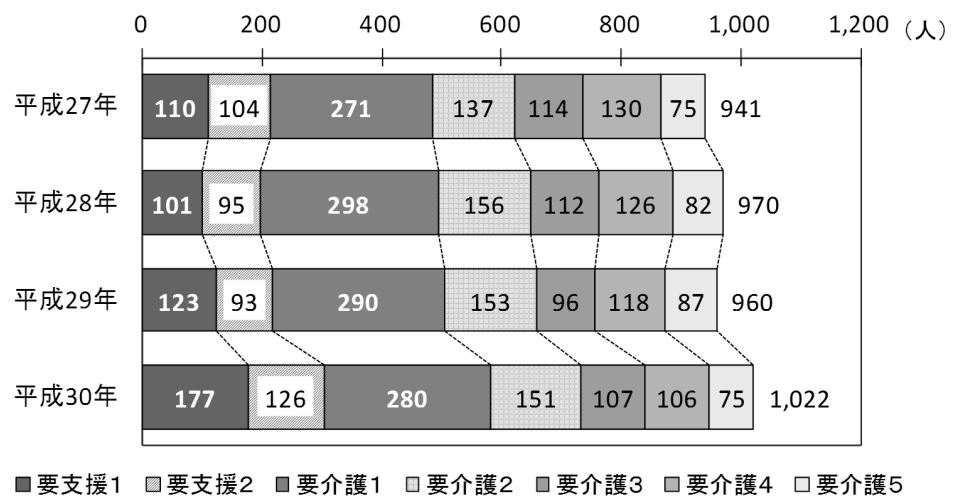
- 医療・保健・福祉との連携強化を図るとともに、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、住み慣れた地域で暮らしていくための福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいを推進します。

施策の推進

(1) 介護予防の推進

- 高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で自分らしい生活を送ることができるように、適正な介護予防プラン^{※27}の作成や相談・支援を行うとともに、運動教室などの介護予防を推進します。

■ 要支援・要介護認定者数



資料：介護健康推進課（各年12月末現在）

(2) 高齢者支援サービスの充実

- 高齢者支援に関わる人材の確保を図り、高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境の充実に努めます。
- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者のため高齢者福祉サービスの充実に努めます。

^{※27} 介護予防プラン

介護予防と自立支援を目的として予防サービスなどを利用するために作成する計画のこと。

- 高齢者が安全・安心な生活を送るために、日頃から近所や地域における見守り体制の充実を図ります。また、緊急通報装置^{※28}の設置推進により高齢者の安否確認体制の確保を進めます。

(3) 認知症対策の推進

- 認知症やその対応に関する知識の啓発と、認知症サポーター^{※29}の養成・活用に努めます。
- 認知症の早期発見・早期対応を図るとともに、当事者が適切な介護サービスを受けられるよう、医療機関や関係機関の連携を図ります。

(4) 生きがいづくり・社会参加活動の促進

- 高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブやサークル活動等への支援を行います。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{※30}を中心とし、高齢者が健康で互いに支え合う地域を目指すボランティア「エリアサポーター^{※31}」の育成、支援を行います。

※28 緊急通報装置

ひとり暮らしの高齢者などが急性期疾患や突発的な事故などの緊急時に、ボタンを押せば自動的に消防署や受信センターに通報できる装置のこと。

※29 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

※30 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域における困りごとなどのニーズを把握するとともに、支援の担い手の把握を行い、それらを結びつける役割を持つ人のこと。

※31 エリアサポーター

エリアサポーター（エリサポさん）は、高齢者や要支援者を支え、孤立する人をなくするため地域で活動するボランティアのこと。「ゆる元体操」や「ふまねっと運動」といった体を動かす活動、サロンや地域交流会といった茶話会、ちょっとしたお手伝いなどの活動を行っている。

6 障がい者支援の充実

現状と課題

近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約^{※32}など、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮^{※33}の提供など、障がいの有無にかかわらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。

そうした一連の国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められていますが、そのためには数ある社会的障害を、除去・軽減するための取組が必要となります。

本市では、関係機関や福祉サービス事業者により多様な障がい福祉サービスが提供されており、障がい者が地域で生活するための環境づくりと社会参加のための仕組みづくりが進められてきました。

しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、これらへの対応が求められています。

今後は国の動向やこれまでの成果と課題を踏まえ、社会全体での共生を目指した障がい者支援施策全般にわたる一層の内容充実を図り、すべての障がい者が地域において可能な限り自立するとともに、ともに支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを関係機関や福祉サービス事業者と連携しながら進めていく必要があります。

基本方針

- 障がい者や障がいに対する市民の理解を深めるため、啓発・広報活動や交流事業、福祉教育を推進するとともに、関係機関や福祉サービス事業者との連携により障がい福祉サービスの充実に努めます。
- 障がいのある人が地域において自立して生活するため、就労機会の充実や生きがいづくりに向けた支援を行います。

※32 障害者権利条約

2006年に国連で採択され、我が国においては2014年1月20日に締結された条約。障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している。

※33 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

施策の推進

(1) 障がい者に対する理解の促進と相談体制の充実

- 障がいや障がい者に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーション※³⁴の理念の浸透を図るため、広報・啓発活動や交流事業を推進します。
- 複雑化、専門化する相談内容に対応するため、統合的な相談窓口として関係機関との連携を強化します。
- 手話を必要とする市民が安心して暮らせることができるよう、手話の理解を広げ、手話が使いやすい環境整備に努めます。

(2) 自立支援と社会参加の促進

- 障がい者一人一人のニーズや個性に応じた職業能力開発、雇用・就業の場の確保を図るとともに、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援の充実に努めます。



※³⁴ ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念のこと。

基本目標 2

安全・安心で快適に暮らせるまち

1 移住・定住の促進

現状と課題

住宅は、市民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、移住・定住を促進させる重要な要素の一つでもあります。

公的住宅について、本市では市営住宅や道営住宅、雇用促進住宅などが整備されてきました。人口減少により空き家が増加したため、市営住宅の建て替えによる集約、建設を伴わない移転集約、団地廃止により住宅管理戸数の適正化に努めてきました。

持ち家や民間借家については、宅地分譲など、住宅に関する様々な助成を行っており、豊丘南団地の分譲地は、定期借地権制度^{※35}の周知が進むなど、計画期間中全体で20区画を売買し、残りが5区画となっています。

持ち家住宅や民間賃貸住宅等の建設促進並びに民間賃貸住宅家賃助成^{※36}等については、移住定住の促進に効果をもたらしているものの、財政負担を考慮した支援のあり方が課題となっています。

今後は、公的住宅の管理戸数適正化、子育て世帯の居住ニーズへの対応、持ち家や民間借家への支援活動の再検討を行い、移住定住の促進に努める必要があります。

基本方針

- 定住の促進、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、利便性に配慮した市営住宅の整備及び持ち家や民間借家の促進、空き家・空き地の有効活用等を進めます。
- 空き家の利活用など検討を進め、民間事業者の活用を視野に入れつつ時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。

^{※35} 定期借地権制度

借地借家法により規定される借地権（他人の土地を借りて自己所有の建物を建てられる権利）に基づく制度で、借地保証金と土地賃料のみでマイホームを建てることができ、土地を購入する場合よりも少ない資金で住宅を取得できる。

^{※36} 民間賃貸住宅家賃助成

定住人口の増加を図るため、市内の民間賃貸住宅に移り住む転入世帯および新婚世帯に対し、家賃の一部を赤平商工会議所が発行する「まごころ商品券」で助成する制度。

- 移住・定住の促進に向けては、雇用や住環境、福祉、教育など、本市の魅力や生活環境を高める必要があることから、総合的な移住・定住施策を推進します。

施策の推進

(1) 市営住宅の適正管理

- 赤平市公営住宅等長寿命化計画※³⁷に基づき利便性に配慮して、市営住宅の建て替え・除却等を進め、適正な戸数の住宅ストック※³⁸を確保するとともに、計画的な屋根・外壁等の改善による住宅の維持や補修を進めます。
- 入居者の動向を見極めながら、移転集約を行います。
- 吉野第一団地では子育て世帯向け住戸の整備を含めて建設を進めるなど、安心して子どもを生き育てられる住宅の確保を行います。
- 需要がない市営住宅については、市営住宅以外の用途としての利用を目指します。

■各住宅地区別管理戸数

単位：戸

	総数	平岸	茂尻	文京吉野	若木	豊里	その他 赤平地区
総 数	2,459	134	276	420	201	324	1,104
公営住宅	1,062	92	266	210	201	260	33
市有住宅	57	－	10	16	－	6	25
特公賃	18	－	－	－	－	－	18
改良住宅	1,170	42	－	100	－	－	1,028
道営住宅	152	－	－	94	－	58	－

資料：建設課（平成30年度末現在）

(2) 良好な宅地への誘導

- 赤平市住生活基本計画※³⁹など各々関係する計画を鑑み、持ち家や民間借家の建設の促進を図るため、行政と民間の連携・協力による需要に合致し、利便性に配慮した、市営住宅跡地などの活用も含めた分譲地の整備に努めます。

※³⁷ 赤平市公営住宅等長寿命化計画
公営住宅等についての今後の戸数の目標や長寿命化を含む適切な活用方向を示す計画。

※³⁸ 住宅ストック
市内にある既存の住宅のこと。

※³⁹ 赤平市住生活基本計画
赤平市における住宅施策の理念・目標、推進方針を定め、具体的な住宅施策の展開方向を示す計画。

(3) 空き家対策の推進

- 空き家情報バンク「あかびら住みかエール」の充実を図り、地域の空き家、アパートの情報を募集するとともに空き家等の有効活用を進め、移住・定住の促進、住宅ストックの活用、地域の活性化を図るよう住宅情報を提供します。
- 倒壊等の危険性があるなど安全対策が必要な老朽空き家に関しては、解体費助成制度^{※40}の周知・啓発を行い、所有者等による老朽空き家の除却促進に努め、安全・安心な住環境を確保します。

(4) 移住・定住への支援促進

- 移住・定住に関心を持つ人に対応できるよう、ワンストップ窓口の強化を図り、空き家情報バンクや企業の求人情報サイトなど、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 持ち家住宅や民間賃貸住宅等の建設促進並びに民間賃貸住宅家賃助成等、財政負担を考慮した支援制度を検討し、その推進を図ります。



※40 解体費助成制度

自らが所有し住んでいる住宅の解体をおこなう場合、工事費の一部を助成する事業。赤平市では「あんしん住宅助成事業」として解体費助成制度が整備されている。

2 公園・緑地の適正管理

現状と課題

公園や緑地は、緑豊かな潤いのある住環境の形成はもとより、地域住民の憩い・安らぎの場、子どもの遊び場、さらには災害時の避難場所の確保など、様々な役割を持つ重要な施設です。

豊富な緑を背景とした本市には、28箇所の都市公園があり、施設を有する21箇所の都市公園を対象に、公園施設長寿命化計画※⁴¹に基づき計画的に整備・維持管理を行い、市民が安心して公園を利用できるように努めてきました。

しかし、近年は人口減少及び少子高齢化に伴い、公園の利用者も減少傾向となっており、利用状況や地域の実情により公園の必要性について検討が必要な状況になっています。

空知川河畔については、独歩苑と住友河畔をつなぐ逍遙路が平成28年度（2016年度）に完成しており、今後は国と協議しながら、住友河畔広場から中央河岸花壇広場までの整備を進める予定となっています。

公園施設に対する市民ニーズは多様化しており、市民の意見を反映した公園づくりが求められるとともに、災害時の緊急避難場所としての機能の強化など、安全・安心に配慮した維持管理の充実が求められています。

基本方針

- 地域住民との連携のもと、公園や緑地の適切な整備と維持管理を進めることにより、生活に潤いと安らぎをもたらす環境づくりに努めます。

施策の推進

（1）公園・緑地の適正管理

- 市民に親しまれる都市施設として、利用目的に応じた公園・緑地の整備、保全を推進し、憩い安らげる公園・緑地づくりに努めます。
- 人口の減少による居住環境や地域性を考慮し、公園の配置見直しや遊具等の公園施設の改築、更新を計画的に進め利用者の利便性を高めるとともに、安全対策に努めます。

※⁴¹ 公園施設長寿命化計画
市内の公園施設状況の把握、安全面の確保、効率的・効果的な施設の維持管理を実施するための計画。

■公園の状況

単位：箇所・ha

総数		児童公園		近隣公園		地区公園	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
28	41.34	17	5.67	2	2.39	1	3.01
総合公園		風致公園		都市緑地		市民一人あたり面積 (㎡)	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
2	13.20	1	2.93	5	14.14	40.80	

資料：建設課（平成30年度末現在）

（２）河畔の整備

- 国との連携のもと、空知川を中心とした緑豊かな自然を活かした水と緑のネットワークの形成を図り、市民が憩い歩いて楽しめる空間の整備、保全に努めます。
- 多目的利用に供する空知川河畔は、各種スポーツ・レクリエーションの場として、さらに、水にふれあう場として、利用者の増加を図ります。



3 環境衛生の充実

現状と課題

地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

こうした中、各種のリサイクル法の制定により本市においても、リフューズ（不要なものを断る）、リデュース（ごみを出さない）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再び資源として使用する）の4 R運動の取組を推進し、ごみ資源の再資源化や減量化を図っています。

ごみの処理については、最終処分場のほか3市2町で構成される中空知衛生施設組合や、5市9町で構成される中・北空知廃棄物処理広域連合において広域処理を行っています。

今後も、市民、事業者、行政が一体となってごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を強化し、環境にやさしい地域社会を目指す必要があります。

墓地の環境整備については、少子高齢化や核家族化など、社会構造の変化により、親族によるお墓の維持管理・継承が困難な方や、自分が亡くなった後のことなど、将来に対する不安を抱く声が多く寄せられていることから、合同墓の設置ニーズも高まっています。

基本方針

- 循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、市民、事業者、行政の協働により、ごみ資源の再資源化と減量化を図ります。
- 広域的連携のもと、ごみ処理の適正化や効率的な運営を推進します。
- 住民ニーズに応えるため、合同墓の整備を図ります。

施策の推進

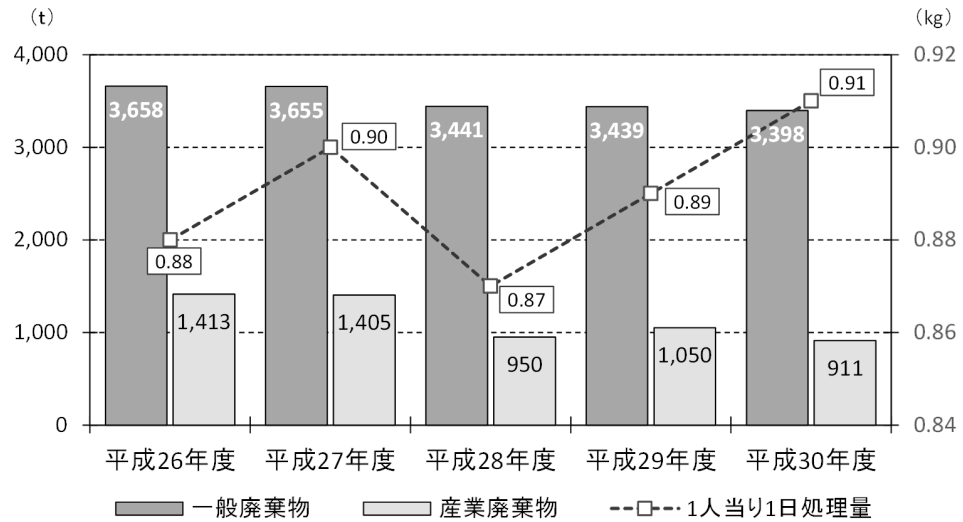
（1）ごみ適正処理に関する意識の啓発

- 広報紙や学校教育・生涯学習の中で、市民一人一人がごみを減らす意識を高めるために意識啓発を進めるとともに、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。
- 廃棄物の不法投棄や野焼きなど、環境に悪影響をおよぼす行為を防止するため、環境問題に対する市民意識の高揚を図り、よりよい環境の保全ときれいなまちづくりに努めます。

(2) ごみ減量化とリサイクル等の推進

- 今後も積極的な資源の有効利用を図り、ごみの処理量を削減することによる環境にやさしいまちづくりに努めます。

■ ごみ処理状況



(3) ごみ処理施設の適正管理

- 広域的連携のもと、ごみ処理の適正化や効率的な運営に努めます。

(4) 墓地の環境整備

- 市民のお墓に対する要望に応えるため、合同墓の建設を進めます。



4 上水道・下水道の保全

現状と課題

ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。

本市の水道事業は昭和30年（1955年）に給水を開始してから拡張事業を継続的に進め、未整備地域の解消や水道施設の整備改修を行い、安定した給水に努めてきました。

人口減少や節水機器等の普及に伴い、給水収益が減少していることや、水道施設の老朽化への対応が課題となっており、今後も計画的な取組を進めるためのアセットマネジメント計画^{※42}の策定に向けた準備を進めているところです。

下水道事業については、流域関連公共下水道として昭和56年度（1981年度）に事業計画に着手後、平成元年度（1989年度）から供用開始しています。今後は、社会情勢の変化や将来の需要動向等を考慮し、公共下水道の事業計画区域の変更に関する検討や整備保全を進めることが必要です。

公共下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進に向けて国の補助制度に加えて市単独でも補助事業を実施していますが、浄化槽を設置していない世帯も残っており、今後も設置促進に向けた取組が必要となっています。

基本方針

- 持続可能な上下水道事業運営のため施設の計画的な更新・経営の見直しを進めます。
- 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、公共下水道施設以外の生活排水処理を適正に行うとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。

施策の推進

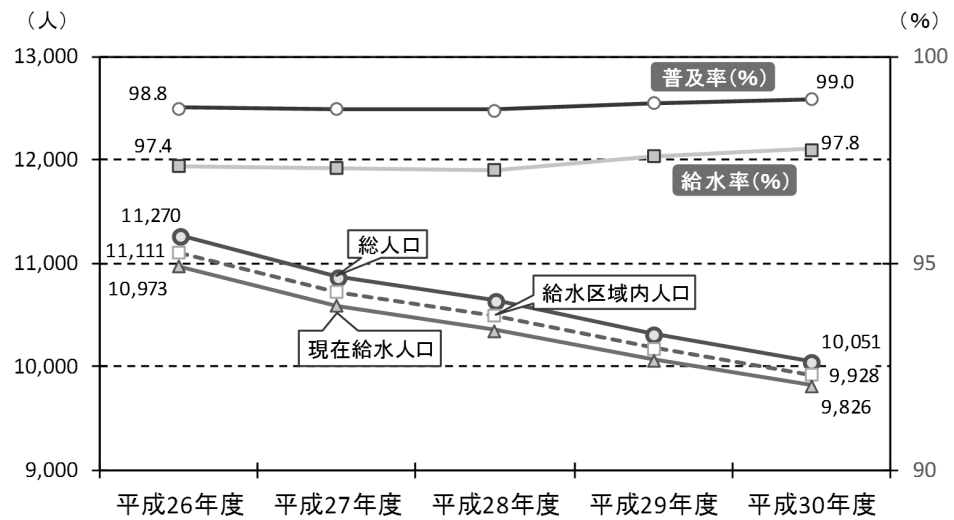
（１）上水道施設の整備保全

- 安全で安定した水道水を供給するため、水道施設の長期的視野に立った計画的な更新に努めます。
- 配水管等の布設替においては、耐震管への更新など災害に強いインフラ整備を進めます。

^{※42} アセットマネジメント計画

資産の状況を的確に把握し、更新と維持補修を適切に組み合わせて資産を維持管理するための計画。

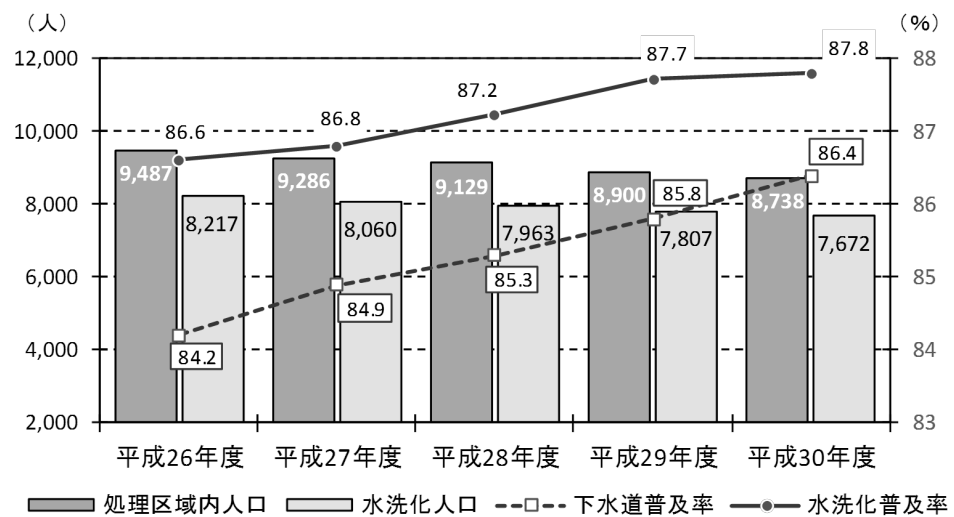
■上水道の普及状況



(2) 下水道施設の整備保全

- 施設の整備や更新を計画的・効率的に推進し、適正管理に努めます。
- 社会情勢の変化や将来の需要動向等を考慮し、公共下水道の事業計画区域の変更に
関する検討を進めます。

■下水道の普及状況



(3) 合併処理浄化槽の普及促進

- 公共下水道の計画区域外においては、合併処理浄化槽設置の啓発促進に努めます。

5 道路・公共交通の整備

現状と課題

道路は、まちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。

本市の道路網のうち国道は、道東方面との幹線となる一般国道38号があり、滝川インターチェンジから赤平工業団地までの4車線化を滝川市と合同で要望しているところです。

道道については国道、市道そして周辺市町村と6路線で接続され、赤平奈井江線（豊丘地区）においては街路事業として現在本工事を行っており、令和2年（2020年）に完成予定となっています。また、道道赤平奈井江線赤平橋は令和2年度（2020年度）に下部工の新設を行い、令和5年度（2023年度）に上流側歩道が完成予定となっています。

市道については、市民生活に密着した道路であり、道路整備に対する市民要望に重点を置き、計画的な道路整備を進めています。

公共交通のうち、ＪＲ根室線（滝川～富良野間）は、道路網の発展や沿線の過疎化及び車社会の影響により利用客は年々減少しており、ＪＲ北海道単独では維持困難な線区として沿線自治体からの支援を求めている状況にあります。

路線バスについては、通院、通学など市民生活に密着し、市民の足として利用されていますが、人口減少、自家用自動車の普及などにより、バス利用者が減少しています。

これらの公共交通は、広域的な移動手段として、また市民生活における交通手段として、重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取組を進めながらその維持・確保に努めるとともに、新たな地域公共交通のあり方についても検討を進めていく必要があります。

基本方針

- 誰もが利用しやすい国道・道道の整備を積極的に要望するとともに、これらの道路に接続する市道の整備を進めます。
- 市民の交通手段であるＪＲ根室線とバス路線の確保を事業者に対して積極的に要望します。
- 高齢化の進行等による、利用者環境の変化に対応した、新たな地域公共交通のあり方を検討し、その推進に努めます。

施策の推進

(1) 広域道路網の整備

- 交通の円滑化、地域経済の活性化を図る上で、国道、道道等、広域道路網の整備を関係機関に要請します。

(2) 市内道路網の整備

- 計画的な道路整備及び長寿命化計画に則った、道路、橋りょう、道路付属物の補修・更新を進めます。

■市道の状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
路線数		399	399	399	399	399
実延長(km)		161.1	161.0	161.0	161.3	161.3
改良済	延長(km)	116.9	116.9	117.0	117.5	117.5
	改良率(%)	72.6	72.6	72.9	72.8	72.8
舗装済	延長(km)	112.1	112.1	112.1	112.6	112.6
	舗装率(%)	69.6	69.6	69.7	69.8	69.8
歩道延長(km)		46.2	46.4	46.5	47.5	47.5

資料：建設課（各年度末現在）

(3) 公共交通の確保

- 市民の日常生活を支える公共交通の確保のため、鉄道やバスなど民間事業者による公共交通の維持に努めます。
- 高齢者等移動に支援を必要とする人の通院や買い物を支援するため、新たな地域公共交通のよりよいあり方の検討を進めます。

(4) 除排雪等の充実

- 冬期間における市道交通の確保のため、除排雪機械の整備・更新に努め、作業の向上と交通安全確保に努めます。
- 主要道路である国道・道道の除排雪の充実促進を関係機関に要請し、安全で安心な歩車道の確保に努めます。
- 地域住民が自主的に取り組む生活道路の除排雪に対し、支援の方法を検討し推進します。
- 除排雪作業や道路交通に支障のないよう、市民が雪処理をする際のマナーの啓発に努めます。

6 防災体制の充実

現状と課題

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、市民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ的確にできる地域を目指すことが必要となります。

本市では、赤平市地域防災計画^{※43}に基づき、国や道などの関係機関と連携をとりながら防災対策を進めており、防災訓練の実施や災害時要配慮者と呼ばれる高齢者や障がいのある人等の名簿を整備しています。また、防災対策本部となる市役所庁舎に非常用発電機を整備したほか、Jアラート^{※44}新型受信機の導入や備蓄整備計画^{※45}に基づき食糧等の備蓄を計画的に進めています。

地域防災力の向上については、赤平市防災マップを作成し全戸配布したほか、町内会向けに防災ハンドブック等を作成し、町内会連合会ブロック会議にて説明の上、配布を行うなど、防災に関する情報提供と啓発活動を行ってきました。

市内では自主防災組織^{※46}が数団体設立されており、今後も自主的な防災の取組や組織づくりなどを進めるとともに、災害時の対応などに対する市民への啓発、防災意識の向上に向けた取組を継続していく必要があります。

基本方針

- 災害による被害を最小限に抑えるため、「公助」に加え、「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。
- 災害から市民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や風水害などへの対応を強化します。

^{※43} 赤平市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、赤平市防災会議が作成する計画。赤平市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護し、本市防災の万全を期することを目的に定められている。

^{※44} Jアラート

全国瞬時警報システムとも呼ばれ、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムのこと。

^{※45} 備蓄整備計画

防災備蓄品等を計画的に整備することを目的とした計画

^{※46} 自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

施策の推進

(1) 地域防災力の向上

- 地域防災計画に基づき、広報・啓発活動の推進や洪水・土砂災害危険箇所の周知徹底、防災訓練の実施等を通じ、「自助」、「共助」による地域の防災力向上を図ります。
- 自主的な防災の取組や組織づくりなどを進め、自主防災組織の育成を図ります。
- 高齢者や障がいのある人など、地域における要配慮者の把握に努め、安否確認や避難支援体制を整えます。

(2) 防災体制の強化

- 災害発生時に、防災行政無線や緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、市民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。
- 市民が所有する住宅や建物の耐震診断や耐震化に向けた啓発活動を推進します。
- 災害時の道路や電気・水道などのライフラインの迅速な復旧のために、民間の事業者との連携を図ります。
- 備蓄整備計画に基づき、災害時に必要となる資機材や食糧等の備蓄を計画的に進め、自宅での備蓄についても啓発します。

(3) 治山・治水対策の推進

- 危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や水防用排水ポンプの適正管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

7 消防・救急体制の充実

現状と課題

消防は、市民の生命や財産を火災から守るとともに、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制を求められています。

本市には、滝川市をはじめ3市2町で設立した滝川地区広域消防事務組合により赤平消防署が設置されており、本市の救急体制を担っているほか、5分団で構成される消防団が組織されており、赤平消防署と互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。

近年は生活様式の多様化や少子高齢化の進行など社会情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっているなど消防力の低下が懸念されています。

今後においても、人材の育成、車両資機材等の計画的な整備や更新、また消防活動において重要な役割を担う消防団組織の充実についての取組を進める必要があります。

基本方針

- 消防職員・消防団員の技術向上や消防装備の充実など、時代に対応した消防体制の整備を図ります。
- 救急・救命業務に関しては、救急救命士の採用・養成や広域的な搬送体制の充実、市民への応急処置の知識普及に努め、より迅速な救急体制づくりに努めます。

施策の推進

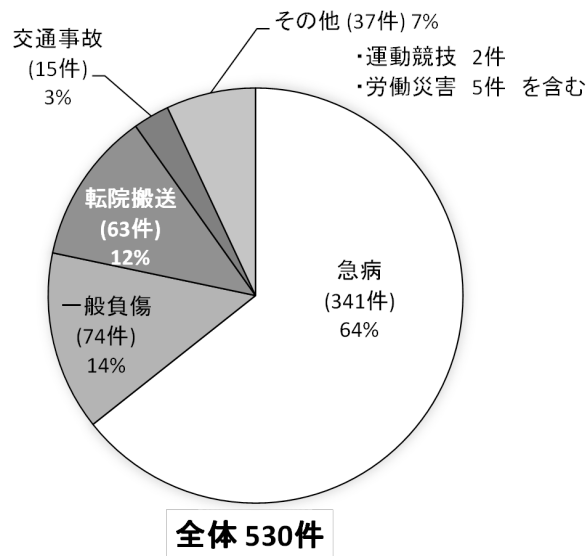
(1) 消防体制の充実

- 消防署や水利施設、車両、機器などの消防施設等の計画的な更新や整備を進めます。
また、消防体制の強化を図り、災害に迅速かつ的確に対処すべく人材の養成に努めます。
- 住宅火災による焼死者防止に向けて、住宅用火災警報器の維持を強く推進するとともに、女性消防団員と連携した住宅防火対策の強化を図るほか、防火協力団体の活動を推進し、防火思想の普及と防火意識の高揚に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 多種多様化する救急ニーズに対応するため、高規格救急車^{※47} 2 台体制を維持するとともに、救急救命士の教育、実習及び救急業務高度化に対応すべく救急隊員の質の向上に努め、さらに傷病者に対して、より迅速な対応が可能となるよう消防機関と医療機関の連携強化を図ります。
- A E D（自動体外式除細動器）^{※48}を用いた応急手当講習会の充実と各事業所に対し A E D の設置を促進します。

■平成 30 年救急出動件数



資料：滝川地区（事）赤平消防署

(3) 消防団体制の充実

- 団員の確保に努めるとともに、効果的な研修・訓練の実施による団員の資質の向上、個人装備品の強化による安全管理の徹底及び団員の確保や施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。

^{※47} 高規格救急車

救急救命士が同乗し、医療機関の医師の指示のもとで、心肺停止状態の患者に対して特定行為（救急救命処置）を行うための資機材を備えた救急車。

^{※48} A E D（自動体外式除細動器）

心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

8 防犯・交通安全の推進

現状と課題

近年、事務所荒らしや車上荒らしなど、交通網の整備に伴う犯罪の広域化や、インターネットやスマートフォン等を使った顔がみえない犯罪が増加する中、安全性の確保が特に重視されています。

本市では、赤歌警察署や赤平防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動や防犯パトロールを実施しているほか、子どもに対する声かけ事案等の不審者情報、ひったくりなどの事件の発生とその防犯対策情報や地域の安全に関する情報が赤歌警察署より市役所に届く仕組みになっています。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新手のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながらの、取組が必要となっています。

交通事故件数は全国的に減少傾向にあり、本市においても令和元年（2019年）5月26日に交通事故死ゼロ2,000日を達成しました。しかし、全国的には子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しており、国は「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を通じてその対策を進めているところです。

今後とも、市民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通事故のないまちを目指す必要があります。

基本方針

- 犯罪の未然防止のため、市民の防犯意識と連帯意識のもと、総合的な防犯活動を進め、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。
- 交通安全に対する市民一人一人の意識を向上させるとともに、安全で円滑な交通環境の確保を目指します。

施策の推進

（１）防犯意識の醸成

- 市民一人一人の防犯意識を高めるため、広報あかびらや市ホームページなど各種媒体を活用した広報や、防犯グッズ等を活用したPRなど啓発活動を充実します。

■一般犯罪発生状況

年	発生件数(件)					
	総数	暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
平成25年	67	3	1	49	1	13
平成26年	57	6	－	40	2	9
平成27年	49	12	－	26	1	10
平成28年	49	5	－	28	－	16
平成29年	46	5	－	33	2	6
平成30年	36	6	－	17	－	13

資料：赤歌警察署

(2) 防犯のための環境整備

- 犯罪のない明るいまちづくりを推進し、市民が安心して暮らしていくため、警察署や防犯協会等との連携を一層強化するとともに、町内会等を基盤とした密接な地域活動を通じて、防犯への取組を支援します。

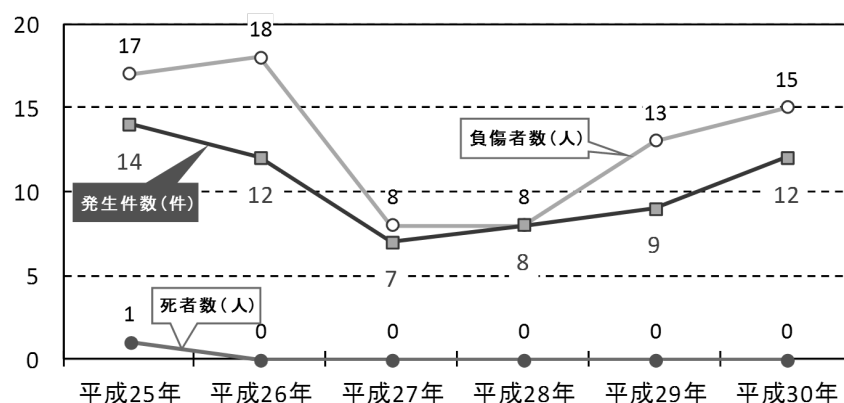
(3) 消費者保護対策の推進

- 安全で安心な消費生活の実現のため、年代にあった消費者教育を実施するとともに、消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。
- 北海道消費生活センターや警察などと連携し、消費者問題に対し迅速な対応を図ります。

(4) 交通安全運動の推進

- 交通安全教育、交通安全思想の普及のため、警察、交通安全協会など関係機関と連携を密にして、交通安全運動の推進を図り、交通事故の防止に努めます。

■交通事故発生状況



資料：赤歌警察署

9 情報通信環境の充実

現状と課題

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本市には、光回線やADSL回線による高速インターネットや地上デジタル放送中継局の整備を終えており、高度情報化に対応した基盤整備が進んできました。

また、市役所庁舎、交流センターみらい及び平岸コミュニティセンターにWi-Fi環境を整備し、無線でインターネットを利用できる環境を整えてきました。今後は外国人観光客の増加や、新たな観光施策の展開に合わせてWi-Fi環境の拡充を検討していく必要があります。

平成30年（2018年）12月から4K・8Kの実用放送が始まったことや、Society5.0^{※49}（科学技術を活用した社会）の実現に向けた第5世代移動通信システムである「5G」の実用化が進むなど、情報通信技術は日々進歩しています。今後これらの新しい通信技術やIoT^{※50}（身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる）技術の進歩を踏まえ、国内における普及状況や市民ニーズに合わせた対応を行っていくことが求められます。

基本方針

- 高速通信網の積極的な利活用などによって地域情報化を促進するとともに、行政の情報化を推進し、誰もが情報を享受・利活用でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指します。

施策の推進

（1）地域情報インフラの整備

- 誰もが等しく情報サービスを利用できる環境づくりに向け、関係機関や民間通信事業者との連携のもと、高速通信網の適切な維持管理に努めます。

^{※49} Society5.0

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものでサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

^{※50} IoT

Internet of Thingsの略。モノのインターネットと呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

（２）高度情報化への対応

- 絶えず進行する技術革新に対応し、多くの市民が便利なサービスを利用できるよう、ICT^{※51}（情報通信技術）の利活用による施策の展開を図ります。

（３）行政情報化の推進

- 庁内のサーバ機器の適切な更新と利活用、効率化のために必要な新たなシステムの導入等により、行政内部の情報化を一層推進します。
- 市民の個人情報をはじめとした行政運営上重要な情報などの漏洩等を防ぐため、行政内部における情報セキュリティ対策を推進します。



※51 ICT

Information and Communication Technologyの略で情報通信技術のこと。従来、用いられてきた「IT」（Information Technology）とほぼ同様の意味で用いられるもので、国際的にはICTの方が定着している。

基本目標 3

活力に満ちた魅力あふれるまち

1 工業の振興

現状と課題

本市の産業は、炭鉱閉山を機にかつて基幹産業であった鉱業から工業へと産業構造の転換を図り、現在は「ものづくり」のまちとして製造業を中心とした様々な分野の企業が工業団地のほか市内各地に集積しており、本市の経済と雇用に大きく貢献されています。

近年は、人口減少や高齢化、本市の業種特性による雇用確保が大きな課題となっています。

これまで、企業の経営基盤強化や工場の新設、増設に対する助成制度の拡充を図ってきたほか、新製品開発等にも支援を行ってきました。

また、企業・団体などの民間においては、ものづくりのまちをPRするイベントやものづくり体験教室の開催など、地場産業の振興に向けた活動が行われています。

今後は、高齢化や人材不足がさらに深刻化してくることが予想されることから、雇用の確保、人材育成を図るとともに、市内の企業が安定的に生産活動を進められるよう、生産基盤の充実及び強化が必要とされています。

基本方針

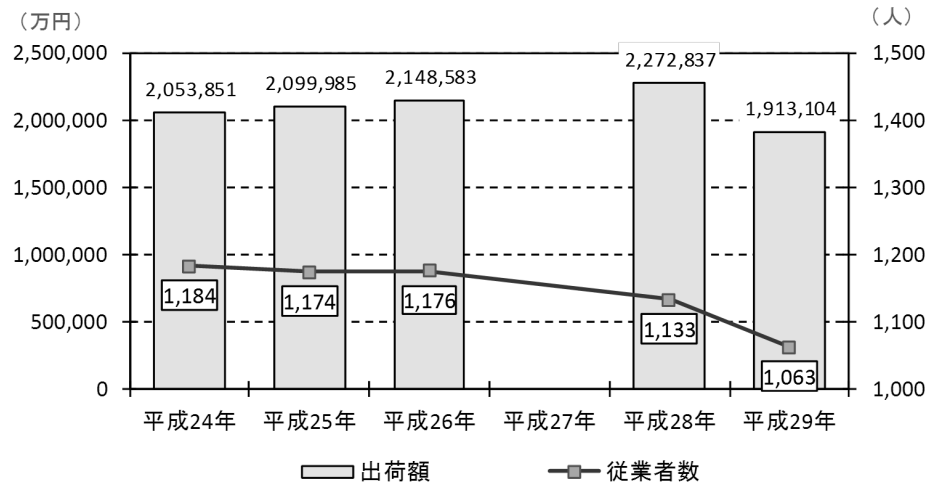
- 地場産業が安定的に生産活動を行えるよう、生産基盤の充実と経営体制の強化に向けた支援を行います。
- 設備投資、販路開拓など事業活動を支援し、新たな事業の創出と企業の成長を促進します。
- 人材不足解消に向け、企業や団体、関係機関と連携しながら雇用の確保に努めます。

施策の推進

(1) 安定的な生産活動への支援

- 企業の技術力や経営効率化支援、設備投資、生産性向上など、経営基盤を強化するため、企業振興促進条例や中小企業融資制度などの制度の充実を図り、安定的な生産活動への支援を継続します。

■ 製品出荷額の推移



資料：工業統計調査（平成24・25年 12月末現在、平成28・29年 6月1日現在）
※平成27年は、「H28経済センサス-活動調査」で数値を把握するため未実施。

(2) 地場産業の振興

- 産業フェスティバル等を通じた異業種間や団体等との交流を支援するとともに、新製品開発や既存製品の改良等、意欲的で前向きな中小企業等をサポートするための制度の活用に努めます。

(3) 企業誘致の推進

- 本市の工業団地はすでに完売しておりますが、高速道路のインターチェンジが近く地理的交通環境が良いこと、地震や台風など自然災害も少ないことなど、地域の特性をPRし企業誘致を推進します。また、遊休施設等の活用も視野に入れた新たな産業の企業誘致を推進します。

(4) 「ものづくりのまち」のPR

- ものづくりイベントやものづくり体験教室などを通じて、市内外にもものづくりのまちを広くPRし、地域イメージの向上と地域産業の活性化に努めます。
- 地場企業との連携・協力のもと、産業観光の充実に向けた取組の検討を進めます。

(5) 雇用の確保対策

- 企業や団体、関係機関と連携を図りながら、新規学卒者、U J I ターン※⁵²希望者などに向けた企業の情報や求人・求職情報の提供のほか、外国人労働者に対する日本語教育に取り組む企業への支援など、人材の定着・確保と雇用の促進に努めます。
- 合同企業説明会やインターンシップ※⁵³事業など、企業と新規学卒者のマッチングを図り、雇用の促進に努めます。
- 若年層や高齢者など幅広い雇用を確保するため、企業振興促進条例、企業情報w e b の活用と無料職業紹介の継続により、地場企業の雇用確保や進出企業を支援します。



※⁵² U J I ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※⁵³ インターンシップ

学生が就業前に企業などで就業体験をすること。

2 商業の振興

現状と課題

本市では賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会議所等との連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めていますが、高齢化や後継者不足に加え、定住人口の減少や通信販売などの販売形態の多様化による地元消費の減退、量販店が所在する近隣市町への消費流出傾向など、商業を取り巻く経営環境は厳しいものがあります。

近年では、商店街などの小売店舗では客離れが進み、後継者不足なども相まって、空き店舗が常態化するなどまちの活力や利便性の低下が懸念されます。

しかし、こうした中でも、商業者、商工会議所、市で構成される赤平市商店街振興対策協議会においてホームページによる商店街の情報発信のほか、イベントの開催など地域の特色を活かした活動を行ってきました。

今後は、さらなる高齢化社会への対応が必要とされ、身近に買い物ができる環境が整っていることも大切であり、商業者がそれぞれの地域や店の特性を活かし、地域コミュニティの拠点となるような地域密着型商業や消費者ニーズに合わせた商業を検討していくことが求められています。

基本方針

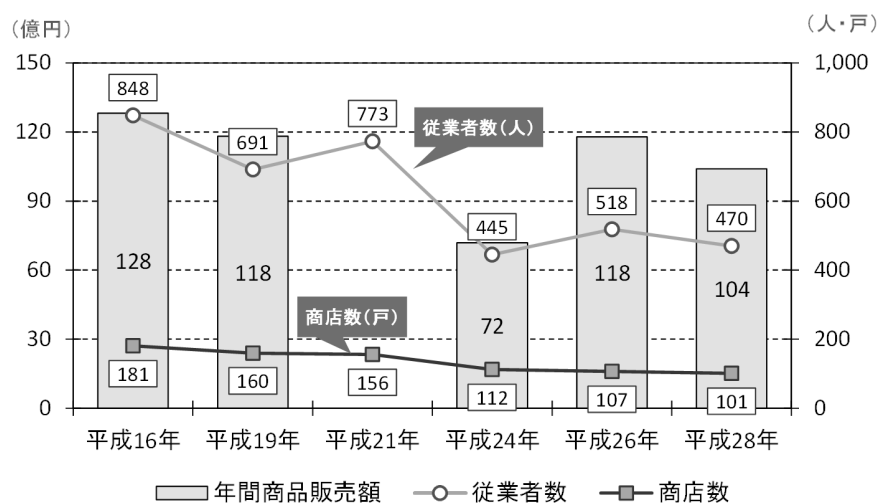
- 活力あるまちづくりのため、中小企業者に対する融資制度の利用促進や制度の充実を行い、経営の安定化及び合理化、経営規模の拡大などを支援します。
- 賑わいのあるまちづくり、魅力ある商店街形成のため空き店舗の活用や景観づくりなど商業環境の整備を支援します。

施策の推進

(1) 地域商業の活性化

- 商工会議所や各団体等による地域経済の発展のためのイベントなど、商業活性化事業に必要な支援を行うとともに、関係機関との連携を図り地域産業の振興に向けた取組を推進します。
- 中心市街地の賑わいの創出に向け、市民のコミュニティや文化活動の拠点である交流センターみらい等を活用しながら、商業の振興を図り、企業・団体の活動を支援するなど市街地の活性化に取り組みます。

■商業の推移



資料：商業統計調査（各年6月1日現在）

（注）飲食店を除く

※平成21年は、調査内容変更のため、「年間商品販売額」は未掲載。

（2）魅力ある商店街づくりの推進

- 空き店舗や空き地等を利用した新たな店舗の創出や、景観に配慮した魅力ある店舗づくりなど商店街のイメージアップの取組を支援します。
- 新製品の開発や改良、PRなど制度を利用して商業者の取組を支援します。

（3）経営基盤の強化

- 商業者に対する各種融資制度の活用や後継者に係る相談など商工会議所との連携を図りながら経営の安定化に努めます。
- 商工会議所や各団体が行う商業振興策などの取組に対し必要な支援を行うとともに、関係機関と連携し地域産業の振興に向けた取組を進めます。

3 農林業の振興

現状と課題

本市の農業は水稻を中心に小麦・大豆・そば等の生産を展開するとともに、花卉・トマト・アスパラといった施設園芸作物を導入しています。

稲作においては、これまで「売れる米づくり」をテーマに掲げ、特別栽培米^{※54}（高度クリーン米）のブランド化を推進する組織を立ち上げ、道内外で普及・宣伝活動を展開し、現在では大手百貨店で販売されるなど流通ルートの整備を進めてきました。

また、農業基盤の整備により、作業効率や作物の品質向上などの環境整備に努めてきました。

農業団体や企業の連携により地元農産物を活かした新商品が開発され、さらなる商品開発や販路拡大のためのPR活動を進めているところです。

酪農においては、良質で安全な牛乳や牛肉を供給し、乳牛から肉牛へ転換するなど、生産量の拡大や食肉の消費拡大を推進し、酪農畜産経営の安定が図られています。

今後は、農業と酪農従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が生じ、農地遊休化が懸念されるため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めることが求められます。また、後継者の確保・育成、新規就農支援の強化など、持続可能な経営体制の整備を進めることも必要とされています。

林業においては、全市面積の約73%を占める本市の森林を「赤平市森林整備計画^{※55}」に基づき計画的に整備を進めています。一方では森林経営計画^{※56}のない森林所有者の人工林は整備が進んでいない現状や、近年は製材価格の低迷による所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっており、これまでの森林整備事業と新たに創設された森林環境譲与税^{※57}を活用して森林管理をどのように進めていくか検討を進めていく必要があります。

※54 特別栽培米

農薬と化学肥料を慣行栽培（通常の栽培方法）に比べて5割以下に抑えた米のこと。

※55 赤平市森林整備計画

赤平市の森林関連施策の方向や、森林所有者がおこなう森林施業（植栽や間伐などの作業）に関する指針等を定めている計画。

※56 森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する計画。

※57 森林環境譲与税

森林環境を整備し、水源確保など森林の公益的機能を守るための費用を、国民一人一人が等しく負担する税制度のうち、国から都道府県や市町村に譲与されるもののこと。

基本方針

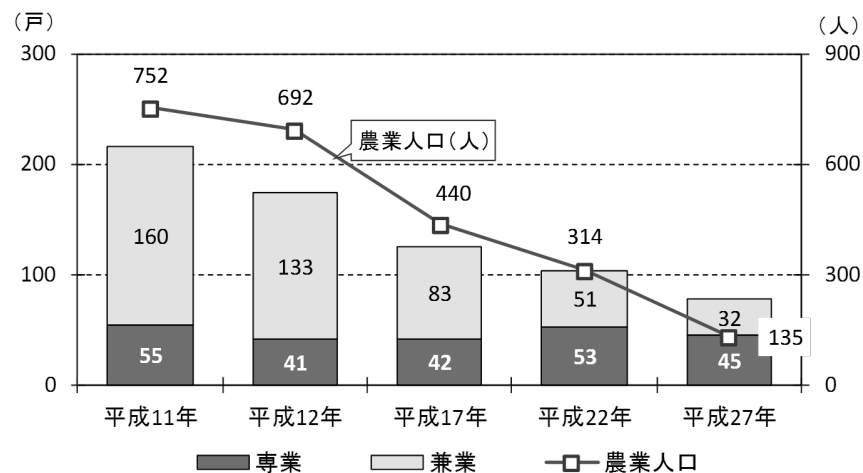
- 農林業の担い手の確保と後継者の育成や新規就農への支援・経営指導の強化などを行うことにより、安定的に持続する経営の支援に努めます。
- 安全・安心で良質な農産物を安定的に生産できる農業生産の基盤を整備するとともに、品質向上に向けた取組を行います。

施策の推進

(1) 農業生産基盤の充実

- 関係機関との連携のもと、担い手の確保のため持続可能な経営体制の強化を図れるよう、各種支援事業の周知と活用を図り、多様な農業への支援に努めます。
- 生産性及び品質の向上に向け、関係機関との連携のもと、農用地の環境整備を進めるための支援を行います。
- 生産活動の維持、遊休農地・耕作放棄地の発生防止に向け、国・道の制度などの活用を図り、農地や環境を保全する地域ぐるみの共同活動に対する支援を行います。
- スマート農業^{※58}への取組として、ロボット技術やICTの先端技術の活用など新たな生産技術の導入を支援します。

■ 農家戸数及び人口の推移



資料：世界農林業センサス、北海道農業基本調査、北海道農業基本調査概況調査
(各年2月1日現在)

※58 スマート農業

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

(2) 食ブランドの充実

- 「売れる米づくり」のさらなる推進を図るとともに、地元農産物の消費拡大へも相乗効果が現れるような普及宣伝を支援します。
- 農業団体や飲食店等と連携を図り、地元農産物を活用し、付加価値を付け開発された特産品や新たに研究開発される新メニューなど、イベント、ふるさと納税などを通じて、赤平の食ブランドを発信します。

(3) 酪農基盤の充実

- 制度の活用による担い手の育成や新規参入者の受け入れなどの整備を図ります。
- 良質な安全な牛乳や牛肉の供給と安定経営を図り、家畜の病気を防ぐため家畜予防を支援します。

(4) 計画的な森林整備の促進

- 森林の有する多面的機能を活かすために、また、林業経営の効率化に向け、関係機関との連携のもと適正な森林整備事業の実施や森林の保全に努めます。
- 森林整備事業及び森林環境譲与税の活用により、森林整備の推進、人材育成・担い手確保及び木材利用の促進に努めます。



4 観光の振興

現状と課題

北海道の観光入込客数^{※59}は、平成24年度（2012年度）以降は堅調に推移しており、平成29年度（2017年度）には過去最高となる5,610万人となっています。

エルム高原は、森や川など景観を活かした家族旅行村、オートキャンプ場、保養センター、ケビン村があり、自然とのふれあいを求めて多くの人が訪れ、キャンプシーズン中は家族連れなどのキャンパーで賑わっています。人口減少の影響もあり保養センターの利用者は減少していますが、最近アウトドア人気の高まりもあり、家族旅行村の冬季利用客が増えつつあります。

このほか、炭鉱遺産や地域文化等を有効的な観光資源として活用しており、「あかびら火まつり」を始めとして「らんフェスタ赤平」や「エルム高原祭り」などイベントを含めて、近年の観光入込客数は概ね20万人で推移しています。

今後は、これら観光資源と商店街等との連携を図り、特産品の販売や観光案内など、地域情報の提供・発信拠点であるAKABIRAベースを活用して、赤平バイパスを利用する方々に赤平市の魅力を発信するとともに、札幌市や旭川市などからの日帰り観光客を取り込むべく都市部のPRを充実させていくことが重要であると考えられます。

イベントでは、令和3年（2021年）に50回目となる「あかびら火まつり」、令和2年（2020年）に20回目となる「らんフェスタ赤平」など歴史、伝統を引き継ぎ実施しておりますが、イベントを支える実行委員会の高齢化やまちづくりに係る人材不足などマンパワーの育成が必要不可欠となっており、今後は、市民の参画を促しながら、魅力的なイベントを企画、実施していくことが課題となっています。

基本方針

- 「あかびら火まつり」など、これまでのイベントを継続して実施するとともに各種団体の自主的な取組に対して支援を図り、市民が集い市民に喜ばれるよう魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めます。
- 近隣自治体や関係団体との連携により、魅力ある観光資源をネットワーク化した広域観光ルートづくりを推進します。
- 各種広告宣伝媒体などを活用した魅力ある観光情報の発信、PR活動の強化による観光振興を図ります。

^{※59} 観光入込客数
自治体の特定の観光地点を訪れた観光客の数のこと。

施策の推進

(1) 地域資源を活かした観光振興

- 豊かな自然環境を最大限に活かし、エルム高原施設や日本遺産及び北海道遺産など地域資源の有効活用を図りながら観光振興に努めます。

(2) 魅力あるイベントの充実

- 赤平市最大のイベントである「あかびら火まつり」などこれまでの伝統を継承しつつ、観光協会並びに関係団体と連携を図りながら、実行委員会の体制を整え市民との協働による魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めます。

(3) 広域的観光ルートの推進

- エルム高原施設や産業遺産などの地域資源を有効活用するとともに、ものづくり企業等との連携を図り、製造工程の見学並びにものづくりが体験できる産業観光を創出し、近隣自治体との連携による新たな広域観光ルートの開発を進めます。

■エルム高原施設別利用状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保養センター	110,753	109,697	107,503	103,549	101,187
ケビン村	5,109	4,229	4,423	5,073	4,492
家族旅行村	29,189	29,673	27,288	32,424	28,914
エルム森林公園	－	－	－	－	－
オートキャンプ場	3,808	4,415	4,408	4,524	4,067
合 計	148,859	148,014	143,622	145,570	138,660

資料：商工労政観光課

(4) 観光PR活動の充実

- 観光協会等との連携のもと、観光パンフレットやポスター、ホームページ、マスコミなどの多様なメディアを活用した、観光情報などの発信に努めます。
- 商店街や関係団体と連携を図り、イベントや観光施設を利用された方への市内の飲食店への呼び込みや特産品、グルメ情報など、情報発信の充実に努めます。

基本目標 4

ともに学び合い豊かな心を育むまち

1 学校教育の充実

現状と課題

予測困難な時代を迎え、子どもたち一人一人に「よりよい人生とよりよい社会を切り拓いていく力」を育む学校教育の役割は、ますます重要になっています。そのため、これからの社会においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働してその実現を図ることが求められています。

本市では、「赤平市立小・中学校適正配置計画^{※60}」に基づき、統廃合を重ねながら、充実した教育活動の展開が期待できる適正な学校規模の維持に努めており、平成30年度（2018年度）から中学校が1校体制となりました。小学校においても関係者との協議を重ね、令和4年度（2022年度）の統合を目指しているところです。

また、令和元年度（2019年度）からは、学校、保護者、地域住民等が一体となって学校運営に参画する「赤平市学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクール^{※61}をスタートさせました。

そのような中、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した新学習指導要領が、小学校では令和2年度（2020年度）から、中学校では令和3年度（2021年度）から全面实施されます。

今後は、これらの動きを踏まえた教育行政の推進が求められ、本市の教育資源を十分に活用しながら、子どもたちが未来の社会を切り拓いていくための資質・能力を育成するため、学校の教育活動をさらに充実させる必要があります。

基本方針

○ 学んだことを社会で生かす力を子どもたちに育むため、学校、家庭、地域が連携・協働して、よりよい学校教育を追求する教育施策の充実を目指します。

^{※60} 赤平市立小・中学校適正配置計画

少子化による学校の小規模化に対応し、児童生徒のよりよい教育環境を整備するため、市立小・中学校の統廃合や通学区域の見直しを行うための計画。

^{※61} コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支える仕組みのこと。

施策の推進

(1) 確かな学力の育成

- 標準学力検査を実施して、各小・中学校の学力改善に向けた教育実践を支援します。
- ICT機器の計画的な更新及びその有効活用を通して、学習意欲の高揚と授業の充実を図ります。
- 子ども塾、公設学習塾を継続・拡充するとともに、漢字・英語検定の費用助成など、学習機会を増やす環境を整えます。

(2) 豊かな心の育成

- 望ましい人間関係の構築や規範意識のあるべき姿等を考えさせる道徳教育の充実を推進します。
- いじめや不登校などの未然防止と早期解決を図ります。

(3) 健やかな体の育成

- 学校と家庭・地域が連携して、規則正しい生活習慣をはじめ、健康な生活を自己管理する能力の育成を図ります。
- 食に関する指導を通して食の大切さを学ぶとともに、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

- 医療や福祉関係との連携により、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、適切な指導体制の確立及び教育内容の充実を図り、児童・生徒と家庭の支援に努めます。

(5) 教育環境の整備

- 小・中学校適正配置計画に基づく円滑な小学校統合を進め、教育活動の充実につながる環境を整えます。
- 義務教育 9 年間を見据えて、小・中学校間の接続の円滑化や指導の系統性・連続性の確保を図り、教育の質の向上を進めます。
- 保育所、幼稚園、小学校の連携を通して相互理解を深め、小学校への円滑な接続を図ります。
- 関係機関と連携した体験活動を通して危険回避能力を育むとともに、学校と保護者間の緊急時連絡体制の整備など、安全・安心な環境を整えます。

■小学校の概況

	学校数	学級数	教員数	児童数(人)			学年別児童数(人)					
				計	男	女	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成26年度	3	27	46	384	195	189	69	63	42	61	69	80
平成27年度	3	25	40	353	186	167	51	69	62	44	61	66
平成28年度	3	24	40	339	171	168	55	51	71	60	46	56
平成29年度	3	25	42	329	170	159	48	54	52	70	60	45
平成30年度	3	26	45	331	167	164	48	50	54	51	68	60

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■中学校の概況

	学校数	学級数	教員数	生徒数(人)			学年別生徒数(人)		
				計	男	女	1年	2年	3年
平成26年度	2	14	30	246	124	122	84	85	77
平成27年度	2	15	32	241	120	121	77	80	84
平成28年度	2	15	31	216	106	110	64	76	76
平成29年度	2	13	29	191	93	98	53	63	75
平成30年度	1	8	17	163	86	77	46	54	63

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

（6）地域の信頼に応える学校づくりの推進

- 地域とともにある学校づくりを目指し、学校運営協議会を通じて地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを推進します。

（7）幼稚園教育の充実

- 体験学習・施設訪問等、地域との連携を通じて幼児教育の充実を進めるとともに、預かり保育、子育て広場の実施など、時代に即した幼稚園を目指します。

■幼稚園の概況

年	園数	学級数	教員数	園児数(人)					
				3歳	4歳	5歳	男	女	計
平成26年度	1	4	5	14	33	27	37	37	74
平成27年度	1	3	5	19	19	31	28	41	69
平成28年度	1	3	5	11	25	21	27	30	57
平成29年度	1	3	6	14	12	25	24	27	51
平成30年度	1	3	6	17	18	13	19	29	48

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

（8）通学・修学への支援

- 高等学校等に在籍している生徒の通学費等の一部を助成するための支援金を交付するとともに、高等学校や大学等への進学者に対して奨学金制度による修学支援を行い、保護者の経済的負担の軽減及び当該生徒の健全な育成を図ります。

2 生涯学習の推進

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会^{※62}の実現が求められています。

本市では、交流センターみらいや東公民館、図書館を拠点とした生涯学習活動が進められていますが、少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足などの課題がみられる状況にあります。

今後は、社会・経済情勢の変化に伴ってますます多様化する市民の学習ニーズに的確に応えていくため、講座参加者へのアンケート調査や他自治体の動向等、生涯学習に関する情報収集を進めていく必要があります。

ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に努めるとともに、指導者の養成、確保を図り、市民が主体となった自発的な学習活動を支援する環境づくりが求められています。

基本方針

- 誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を活かしたまちづくりを推進します。

施策の推進

(1) 生涯学習活動の充実

- ライフステージに応じて市民が希望する学習に取り組めるよう、多様な学習機会を提供します。また、市内で活動している関係団体・サークル・生涯学習関連施設や教育関係機関などがもつ生涯学習情報を収集し、市民の学習機会の拡大や情報提供に努めます。
- 市民が求めている学習メニューの実施のため、社会教育委員会議等を通じてニーズの把握に努めるとともに、出前講座の見直しなどにより魅力ある講座の実施に努めます。

^{※62} 生涯学習社会

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のこと。

- 市民の知的ニーズに応え、幅広い世代への読書習慣の向上や学習活動などにつながるよう、適切な図書整備と移動図書館など様々な事業の実施に努めます。

(2) 社会教育施設の有効活用

- 多世代の人に気軽に有効に活用していただけるよう、利用者に安全・安心かつ快適な環境を提供し、施設の計画的な整備と維持管理を行い、各社会教育施設相互の連携を図りながら、各種講座などの開催に努めます。

■ 東公民館利用状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講堂	7,118	6,899	6,211	5,791	4,393
第1会議室	1,005	785	629	629	631
第2会議室	910	894	537	656	694
研修室	930	923	848	780	772
調理実習室	414	331	258	185	159
和室	118	98	47	123	219
展示資料室	228	234	162	147	171
その他	116	40	5	0	12
総 数	10,839	10,204	8,697	8,311	7,051

資料：東公民館

■ 交流センターみらい利用状況

単位：件、人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	件数	2,096	2,004	2,011	1,759	1,760
	利用者数	62,693	57,176	52,253	42,439	48,587
1階	多目的ホール	10,330	8,368	4,623	2,479	3,750
	展示スペース	13,493	13,463	11,026	8,780	14,676
	研修室1	3,004	2,828	2,797	2,158	2,345
2階	ギャラリー1	3,674	3,899	2,930	1,565	1,138
	ギャラリー2	3,381	3,629	2,510	1,186	845
	研修室3	3,470	2,762	2,418	2,610	1,958
	和室1	862	701	869	637	692
	和室2	464	352	494	347	364
3階	研修室4	2,603	2,280	2,987	2,055	2,402
4階	かたらいホール	16,756	14,893	16,529	16,244	17,291
	控室	535	323	519	425	174
	研究室5	1,295	1,153	1,256	1,056	976
	ホワイエ	0	0	0	0	0
5階	音楽練習室	1,756	1,775	2,225	2,247	1,536
6階	屋上広場	1,070	750	1,070	650	640

資料：交流センターみらい

3 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

スポーツやレクリエーションは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、市民同士の交流や地域連帯を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本市では、体育協会加盟団体の協力により市民等を対象にスポーツ大会を実施しているほか、元プロ選手など外部から講師を招いてスポーツ教室を開催しています。また、子どもから高齢者まで誰でもが参加可能な軽スポーツへの取組も推進しています。

しかしながら、近年は人口減少の影響によりスポーツ人口の減少がみられるほか地域における指導者の確保も難しくなっています。さらに、スポーツ施設の老朽化が進んでおり、その対策が急務となっています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯にわたって誰もがいつでもスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、各スポーツ・レクリエーション団体の指導者の育成及び加入者の増加に向けた支援が一層求められています。

基本方針

- 良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設等の計画的な維持管理を推進します。
- 子どもから高齢者まで市民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため、指導者・団体の育成に努めます。

施策の推進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 誰もが気軽に年齢や目的、興味に応じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、多様なプログラムと場づくりに努めます。
- 市民の体力向上及び健康増進や競技力の向上を図るため、関係団体や大学等と連携し、各種大会の競技内容の充実を図るとともに、指導者の育成に努めます。

(2) スポーツ施設の整備充実

- 利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

4 芸術・歴史・文化の推進

現状と課題

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本市では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動や「なかそらちふるさと文化の集い」が行われており、市民総合文化祭は文化団体の発表の場として長く続けられています。また、NPO法人赤平市民活動支援センターにおいても、「まちなか公民館講座」で様々な文化的な活動が開催されています。

地域の文化・産業遺産としては、日本遺産（本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～）の構成文化財である旧住友赤平炭鉱立坑櫓をはじめ、貴重な炭鉱遺産があり、平成30年（2018年）には炭鉱遺産ガイダンス施設が開設され、石炭産業によって栄えた本市の歴史を伝えています。

人口減少や高齢化などにより活動の縮小や活動内容の固定化など、本市の文化活動団体を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後は、市民の関心を高めながら、地域の歴史に根付いた文化を継承するとともに、誰もが気軽に芸術・歴史・文化に触れ、楽しみ、活動成果を発表できる環境を維持していく必要があります。

基本方針

- 市民の文化活動への参加を促進し、芸術文化への市民の関心を高めるとともに、文化活動を行う環境の整備を行います。
- 赤平市の歴史や文化を次世代に伝えるため、炭鉱遺産をはじめとする文化財の保護・活用を進めます。

施策の推進

（１）芸術文化活動の充実

- 市民が身近なところで気軽に、芸術文化に触れる機会をつくり、関心を高めながら、文化活動への参加を促進します。
- 文化協会を中心とした各種サークルや同好会などによる、芸術文化活動に対する支援に努めます。

（２）地域の歴史・文化・産業遺産の保存継承

- 指定文化財をはじめとする本市の貴重な歴史資源や産業遺産を後世に継承する取組を進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図ります。
- 市民が歴史や文化財に身近に触れることができる場を提供し、郷土の誇りや愛着を育みます。



基本目標 5

ふれあいと交流で創る協働のまち

1 地域づくりと交流の推進

現状と課題

人口減少や価値観の多様化等により、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化しています。地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政がともに考え、取り組んでいくことが必要となっています。また、地域の活性化や課題解決にあたっては、それぞれの地域の特性や実情に応じた対応が求められています。

本市では、地域住民の高齢化、戸数の減少が進んでいますが、町内会では様々な活動が行われており、その活動や集会施設の整備などコミュニティ活動の活性化を支援してきました。

今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となりますが、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を今後も継続していくことが必要です。

基本方針

- 地域と行政が相互に連携し、地域の課題の発見や解決に取り組むことを通じて、地域力を高めていきます。
- 将来にわたって持続可能なコミュニティの形成のため、町内会等の連携強化を図ります。

施策の推進

(1) コミュニティ活動の促進

- コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、市民のコミュニティ意識の高揚に努めます。
- 地域の課題の解決に向けた町内会活動が自主的かつ継続的に行われるよう必要な支援を行うとともに、その担い手の確保等に向けた取組を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。

(2) 町内会等の連携強化

- 町内会や各種団体と行政との連携体制を強化し、防災や福祉をはじめとする機能を発揮できるよう情報共有の充実を図ります。
- 赤平市町内会連合会とも連携して、それぞれの地域が有する課題の解決に向けた取組を協働して進めます。
- 人口減少や高齢化等により、コミュニティ活動に支障をきたす町内会が出てきていることから、地域の意向を踏まえた上で、集会施設の統合も含め、町内会のあり方に関して検討を進めます。



2 市民参画の推進

現状と課題

近年、価値観や生活様式の変化、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や協働意識が薄れています。一方で、よりよいまちづくりには、これまで以上に市民一人一人の自治意識の醸成が求められています。

本市では、計画策定における市民委員の参加やパブリックコメント※⁶³などを通じて、市政への市民参加に取り組んでいるほか、まちづくり活動を行う団体を支援するため、まちづくり活動助成制度の拡充を図るなど市民参画によるまちづくりの促進に努めてきました。

今後もこれらの活動を積極的に推進していくことが求められますが、まちづくり活動の担い手不足や参加者に固定化がみられることから、今後も市民の積極的な取組を促すための情報提供や啓発活動を進めていく必要があります。

基本方針

- 各種計画策定時などの市民参画の機会を創出し、市政への市民参画の促進を図ります。
- まちづくり活動を行う団体等への支援を行い、まちづくりへの市民参画の促進を図ります。

施策の推進

(1) 市民参画の促進

- 市政への市民参画を進めるため、各種計画策定時などにあたり委員の公募やパブリックコメントを実施し、市民の意見を施策に反映させていきます。
- まちづくりの推進に関して、市民や団体と直接対話し、意見交換をする機会を創出します。

(2) まちづくり活動への支援

- 市民主体のまちづくりを推進するため、市民のまちづくり活動を支援します。

※⁶³ パブリックコメント

自治体が計画などを策定する際、あらかじめその案を公表し、広く住民から意見、情報を募集する制度のこと。

3 広報・広聴の推進

現状と課題

市民ニーズに応えるまちづくりを進めるためには、より多くの市民の声を聞きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取組をわかりやすく市民に周知することにより情報を共有化することが必要になります。

市政に関する情報は、毎月発行している「広報あかびら」をはじめ、インターネットなど様々なメディアを通じて市内外に提供しています。

広聴の面では、定期的に住民懇談会を開催し、地域の要望を聴く機会を設けていますが、参加者に固定化がみられることが課題となっています。

今後も、市民と行政が協力してまちづくりを進めるためには、多様な情報を相互に出し合い、情報を共有することが大切であり、市民は意見や情報を行政に届け、市は迅速に対応できる体制づくりに取り組む必要があります。

そのため、誰でもわかりやすい市政情報の広報に努めるとともに、アンケートの実施や意見交換などの市民との対話を通じて、広聴による市民意向の把握を今後も積極的に行っていく必要があります。

基本方針

- 市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立に向けて、市民アンケートの実施及び、事業の決定プロセスの透明化を図ります。
- 市民参加と協働・共創によるまちづくりを進めるためには、市民との情報共有が不可欠であり、誰でもわかりやすい情報の発信に努めます。
- 市民の意見や要望などを市政に反映させていくため、広聴活動の充実を図ります。

施策の推進

(1) 市民アンケートの実施

- 赤平版世論調査となる市民アンケートを実施し、現状や市民の意向を把握した上で、その結果を各施策に反映させるための取組を進めます。

(2) 事業の決定プロセスの透明化

- 事業が決定されるまでの過程で、積極的に市民へ情報提供を行い、事業の決定プロセスの透明化を図ります。

(3) 広報活動の充実

- 広報紙や市ホームページ、SNS^{※64}などの多種多様な広報媒体を活用して効果的な広報活動に努めます。
- 年齢や身体的条件にかかわらず、誰もが情報を得ることができるよう、市ホームページの充実を図ります。

(4) 広聴活動の充実

- 市民や団体の意見や要望など、意見交換ができる様々な環境づくりに努め、市政に反映させていきます。



※64 SNS

Social Networking Serviceの略で、インターネット上に社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。日本では主にFacebook、Twitter、Instagram、LINEなどが利用されている。

4 健全な行財政の運営

現状と課題

一連の地方分権改革^{※65}が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められています。

また、地方公務員法等の改正により能力本位の任用制度や人事評価制度などが地方公共団体に義務付けられ、人事評価制度の実効性を高め、職員の資質・能力の向上を図るとともに、複雑・多様化する行政課題に対して市民や関連団体との対話を深め、ともに考え、行動できる職員の育成が求められています。

本市では、これまで簡素で効率的な行財政運営を行うため組織機構の見直しなど行財政運営の改善に向けた取組を進めてきました。これからは生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や少子高齢化の進展による扶助費^{※66}等の増加が予測されるとともに、公共施設の老朽化により、更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、今後の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

こうした中、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと最小の経費で最大の効果をあげる組織づくりに努めるとともに、地方公会計制度を推進し、行財政運営の強化を図る必要があります。また、人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

基本方針

- 市民ニーズを的確に把握するとともに、職員の資質・能力の向上を図り、組織・機構・制度等を適宜見直すことにより、柔軟できめ細やかなサービスが提供可能な効果的・効率的な行政経営を目指します。

^{※65} 地方分権改革

国から地方（道、市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政はできるだ住民に近い地方が行うことができるように行政の仕組みを変えていこうとすること

^{※66} 扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

- 将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築するため、新地方公会計制度^{※67}や公共施設マネジメント^{※68}を推進するとともに、税收等の収納率向上や各種使用料の見直しを含め、健全で計画的な財政運営を目指します。

施策の推進

（１）行政改革の推進

- 事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員研修による職員の資質の向上などを進め、よりよいまちづくりと質の高い市民サービスを提供するための組織づくりを進めます。
- 指定管理者制度^{※69}や官民連携事業など民間がもつノウハウを十分に活用することで、行政のスリム化や市民サービスの向上を図ります。

（２）健全な財政運営

- 中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な安定した財政基盤を構築します。
- 適正かつ公平な課税を行うとともに、収納率の向上に努めます。

（３）公共施設等の総合的な管理の推進

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めます。

（４）広域行政の推進

- 中空知衛生施設組合及び滝川地区広域消防事務組合等における共同事業の推進等を通じて、広域行政を推進します。
- 中空知定住自立圏共生ビジョンに基づく定住自立圏構想の推進など、近隣自治体との連携の取組を推進します。

^{※67} 新地方公会計制度

現金主義・単式簿記を特徴とするこれまでの会計制度に対して、新地方公会計制度では発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、ストックやフローを明らかにします。

^{※68} 公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。

^{※69} 指定管理者制度

地方公共団体により指定された民間事業者等が指定管理者として公の施設の管理運営を代行する制度のこと。民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことを目的としている。

資料編

策定の経過

年月日	会議名等	内 容
2019. 6. 20 ～ 7. 8	まちづくり市民アンケート実施	2,000 人を対象、回収率 36.7%
2019. 7. 1 ～ 7. 19	まちづくり市民会議公募委員募集	応募なし
2019. 7. 8 ～ 7. 24	中学生市民アンケート実施	赤平中学校生徒 159 人を対象 回収率 81.1%
2019. 7. 26 ～ 8. 9	まちづくり市民会議委員推薦依頼	27 団体 28 名推薦依頼
2019. 7. 30 ～ 8. 1	各課ヒアリング	第 5 次計画振り返り
2019. 8. 9	第 1 回赤平市総合計画策定委員会	計画策定方針、スケジュールの確認
2019. 8. 19	赤平市議会行政常任委員会	計画策定方針、スケジュールの報告
2019. 8. 22	第 1 回赤平市まちづくり市民会議	会長等役員選出、市長より諮問 総合計画策定方法、スケジュールの確認
2019. 8. 26	第 1 回生活環境専門部会合同会議	グループワーク（課題整理）
2019. 8. 27	第 1 回保健・福祉専門部会合同会議	グループワーク（課題整理）
2019. 8. 28	第 1 回地域づくり専門部会合同会議	グループワーク（課題整理）
2019. 8. 29	第 1 回産業振興専門部会合同会議	グループワーク（課題整理）
2019. 8. 30	第 1 回教育専門部会合同会議	グループワーク（課題整理）
2019. 9. 9	赤平市議会行政常任委員会	経過報告、市民アンケート結果報告
2019. 9. 30	第 2 回生活環境専門部会合同会議	序論及び基本構想素案について協議
2019. 10. 1	第 2 回保健・福祉専門部会合同会議	序論及び基本構想素案について協議
2019. 10. 2	第 2 回産業振興専門部会合同会議	序論及び基本構想素案について協議

年月日	会議名等	内 容
2019. 10. 3	第 2 回地域づくり専門部会合同会議	序論及び基本構想素案について協議
2019. 10. 7	第 2 回教育専門部会合同会議	序論及び基本構想素案について協議
2019. 10. 16	第 2 回赤平市総合計画策定委員会	序論及び基本構想素案について確認
2019. 10. 23	第 2 回赤平市まちづくり市民会議	序論及び基本構想素案について確認
2019. 10. 28 ～ 11. 7	住民懇談会	市内 7 会場で開催 市民アンケート結果報告、基本構想素案 をもとに意見交換
2019. 11. 11	第 3 回生活環境専門部会合同会議	基本計画素案について協議
2019. 11. 12	赤平市議会行政常任委員会	序論及び基本構想素案について報告
2019. 11. 14	第 3 回保健・福祉専門部会合同会議	基本計画素案について協議
2019. 11. 15	第 3 回地域づくり専門部会合同会議	基本計画素案について協議
2019. 11. 18	第 3 回教育専門部会合同会議	基本計画素案について協議
2019. 11. 21	第 3 回産業振興専門部会合同会議	基本計画素案について協議
2020. 1. 23	第 3 回赤平市まちづくり市民会議	基本計画素案について確認
2020. 1. 29 ～ 2. 14	パブリックコメント（意見募集）実施	市内公共施設 5 か所及び市ホームページに素案公表
2020. 1. 31	赤平市議会行政常任委員会	基本計画素案について報告
2020. 2. 5 ～ 2. 18	各種団体懇談会	基本構想、基本計画素案をもとに 27 団体と意見交換
2020. 3. 23	第 6 次赤平市総合計画答申案確認	まちづくり市民会議委員へ答申案の確認
2020. 3. 27	第 6 次赤平市総合計画答申	市長へ答申
2020. 3. 31	第 6 次赤平市総合計画策定	

諮 問 書

本市は、平成21年度から「あふれる笑顔輝く未来を創造するまち」をまちの将来像に掲げ、「第5次赤平市総合計画～生き生きプラン21」に基づき、市民生活の向上とまちの発展に努めてきたところであります。

また、国における「まち・ひと・しごと創生法」の公布に伴い、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定し、様々な人口減少対策に努めているところでありますが、依然として人口減少に歯止めがかからず、地域経済への影響も懸念するところであります。

そこで、こうした時代の変化に柔軟かつ適切に対応するため、本市の新しいまちづくりの目標や方向性を示す、令和2年度から令和11年度までの10年間の「第6次赤平市総合計画」を人口減少対策を柱とする、「第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」と一体となった計画を策定してまいります。

本計画の策定にあたりましては、市民アンケートをはじめ、住民懇談会、各種団体懇談会、パブリックコメントなどを通じて市民の意向把握に努めてまいりますが、市内団体代表者によります、この度の「赤平市まちづくり市民会議」に諮問させていただき、市民と行政が一体となって、より具体的な議論を交わしながら本計画を策定してまいりたいと存じます。

子どもたちの明るい未来を築くために、そして市民主体のまちづくりを推進するため委員各位の積極的なご提言、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年8月22日

赤平市まちづくり市民会議
会長 浅 倉 卓 様

赤平市長 畠 山 渉

答 申 書

令和元年8月22日赤平市まちづくり市民会議に諮問された「第6次赤平市総合計画」の基本構
想及び基本計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

令和2年3月27日

赤平市長 畠 山 渉 様

赤平市まちづくり市民会議
会 長 浅 倉 卓

第6次赤平市総合計画に関する答申

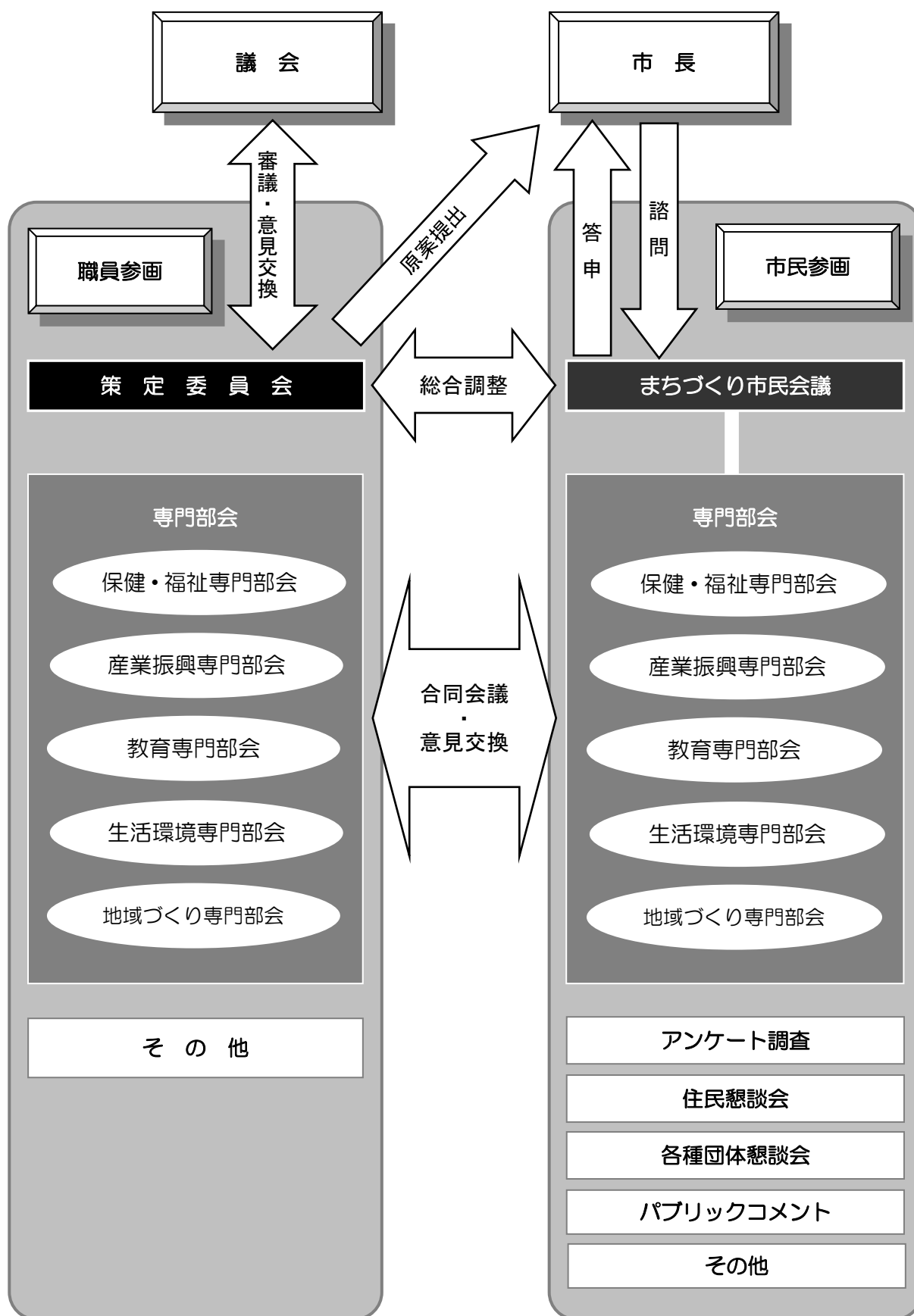
赤平市まちづくり市民会議は、令和元年8月22日に赤平市長から「第6次赤平市総合計画」（基本構想、基本計画）の策定にあたって、意見及び提言を提出するよう諮問されました。

これを受けて本市民会議におきましては、新しい総合計画が令和2年度から令和11年度までの10年間と設定されていることから、人口減少、少子高齢化が進行する中で、人口推移を見据え、将来にわたって本市が存続し続けるため、「保健・福祉」「産業振興」「教育」「生活環境」「地域づくり」の5つの専門部会において、市民アンケートや住民懇談会、団体懇談会、パブリックコメント等による意見や提言を参考としながら、赤平市の目指すべきまちの姿や分野別の方向性について、市策定組織との意見交換を重ね審議してまいりました。

市民・事業者・行政がともに協力し合いながら地域の課題解決に向けた活動を行う「協働」をこれまで以上に推進するとともに、それぞれが連携しながら本市の将来を共に創り上げる「共創」により、本市の大切な資源である「ひと・自然・産業」が輝くまちづくり、「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平」を将来像とし、別冊の「第6次赤平市総合計画答申」の着実な実行が図られるよう、より一層の努力を期待するものであります。

なお、「第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」につきましては、「第6次赤平市総合計画」の重点プロジェクトとして、これまで出された意見や提言を尊重し、人口減少対策に特化した計画を策定するとともに、目標の達成に向け最大限の努力をしていただきますよう要望いたします。

策定体制図



赤平市まちづくり市民会議設置要綱

（設置）

第1条 第6次赤平市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、広く市民からの意見等を反映するため、赤平市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 総合計画の策定にあたり、市長からの諮問に対し答申すること。
- （2） 総合計画の策定に関して意見を取りまとめ、総合計画策定委員会に提言すること。

（組織）

第3条 市民会議は、別表に定める関係機関又は団体から推薦された者及び公募により選出された者をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、総合計画原案が策定される日までとする。

（役職）

第5条 市民会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、市民会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 市民会議は、公開で行うものとする。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（専門部会）

第7条 市民会議に、「保健・福祉」「産業振興」「教育」「生活環境」「地域づくり」の5つの専門部会（以下「部会」という。）を設ける。

- 2 委員は、前項のいずれかの部会に所属する。
- 3 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長1名を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じて部会長が召集する。
- 7 部会は、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - （1） 総合計画の策定にあたり、専門的な事項について、総合計画策定委員会に設置された

専門部会と意見交換等を行うこと。

- (2) 総合計画の策定に関して、専門的な事項について意見等を取りまとめ、市民会議に提言すること。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

赤平市まちづくり市民会議委員名簿

専門部会	所 属 等	氏 名	備 考
会 長		浅 倉 卓	
委員長		石 成 牧 子	
保健・福祉 専門部会	赤平市社会福祉協議会	浅 倉 卓	部会長
	赤平市身体障害者福祉協会	馬 川 藤 雄	
	赤平母子寡婦福祉連合会	池 田 美喜子	
	赤平市老人クラブ連合会	林 和 子	副部会長
	文京保育所ひまわり会	大 寶 勝 洋	
	若葉保育所保護者会	松 田 加奈子	
産業振興 専門部会	赤平商工会議所	宇 戸 啓 隆	
	たきかわ農業協同組合赤平支店	高 橋 佳 万	部会長
	連合北海道赤平地区連合会	櫻 庭 敏 夫	
	赤平市産業振興企業協議会	松 尾 和 俊	
	赤平金融協会	田 中 悟 史	副部会長
	赤平商工会議所青年部	岡 本 織 絵	
	赤平観光協会	布 施 洋 一	
教育 専門部会	赤平市校長会	石 成 牧 子	部会長
	赤平市PTA連合会	兵 庫 常 郎	副部会長
	赤平市文化協会	佐 藤 之 彦	
	赤平市体育協会	八百屋 信 子	
	赤平市文化財保護委員会	吉 田 勲	
	赤平幼稚園保護者会	松 浦 千 尋	
生活環境 専門部会	赤平建設業協会	山 森 秀 樹	部会長
	赤平建設業協会青年部	西 出 達 司	
	赤平消費者協会	村 井 信 子	
	赤平市町内会連合会	高 橋 晃次郎	副部会長
地域づくり 専門部会	NPO法人赤平市民活動支援センター	佐 藤 智 子	
	赤平青年会議所	川 原 祐 介	部会長
	赤平ローターアクトクラブ	鈴 江 凌	副部会長
	赤平市ボランティアセンター来夢	堀 忠	
	赤平市町内会連合会	伊 藤 幸 一	

※敬称略

第6次赤平市総合計画

発 行／赤平市

発行日／令和2年3月

編 集／赤平市企画課

〒079-1192 北海道赤平市泉町4丁目1番地

TEL 0125-32-2211（代表）